

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	身体障害者手帳の交付	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	秋元 正江	<b>内線</b>	2690
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>					
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 24 年度	<b>根拠法令等</b>	身体障害者福祉法第15条		
<b>終期設定</b>	有 無 年度				
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
<b>目的</b>	身体障害者福祉法で定められた障がいの認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。身体障がい者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・平成22年5月31日現在数：7,661人（18歳未満含） 肢体不自由：4,061人、内部障がい：2,408人、聴覚・言語機能障がい：617人、視覚障がい：575人				
<b>内容</b>	【身体障害者手帳区分】（それぞれ程度によって、1～6級までの等級が定められている） 肢体不自由（1～6級） 視覚障がい（1～6級） 聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3、5級） 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級） 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、又は小腸機能障がい（1、3～4級） ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級） 肝臓機能障がい（1～4級） 【手帳取得目的】 手帳は、身体障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び移動の際に、経済的な負担を軽減をするために取得が必要である。JR線・連絡社線を利用する場合に、本人や介護人の運賃が割引になる。移動時介護が必要な重度障がい者を一種、それ以外を二種としており、一種と二種の区分がある。 【手帳交付事務の流れ】 交付申請は、本人及び家族が障害者福祉課（福祉事務所）に対して行う。 障害者福祉課は、東京都知事（東京都心身障害者福祉センター、更生相談所）に申請進達する。 東京都知事は、障がい程度を審査し、法別表に該当すると認められたときに、手帳を発行し、福祉事務所に送付する。 障害者福祉課は、本人に交付する。（申請から交付までに約1ヶ月半の時間を要する）				
<b>経過</b>	憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する。 昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日） 昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」がさだめられる 昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加 平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加 平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間） 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる 平成22年4月 「肝臓機能障がい」が追加				
<b>必要性</b>	身体障害者福祉法に基づく事務				
<b>実施方法</b>	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額							
	決算額（22年度は見込み）							
	人件費		6,464	5,551	5,551	5,506	3,665	
	【事務分担量】（%）		75	65	75	65	45	
	合計（+）	0	6,464	5,551	5,551	5,506	3,665	0
	国（特定財源）							
<b>実績の推移</b>	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	6,464	5,551	5,551	5,506	3,665	0
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	交付件数	794	701	798	790	805	798	802
	年度末手帳所持者数	6,035	6,197	6,587	6,883	7,244	7,615	7,380

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	交付件数	790	805	798	78	-	22年度は5月31日現在
	手帳所持者数	6,883	7,244	7,615	7,661	-	22年度は5月31日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の医師が身体障害者手帳の意見書の記載ができる指定医が増えると、区民が利用しやすくなる。</li> <li>・近年、障がい者の高齢化・重度化が顕著となっており、日常生活の支援が重要となっている。</li> <li>・65歳以上の手帳所持者が全体の6割以上を占め、介護保険制度との連携が更に必要となっている。</li> </ul>
他区の実況	（実施 23 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区内の医師に対し、指定医の認定申請を依頼する	区民が身近な医療機関を利用することができ、手続申請がしやすくなる
障害福祉サービスと介護保険制度によるサービスが併用している利用者が多くなっているため、連絡会等を開催する	障害福祉サービスと介護保険制度の充実を図る
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	愛の手帳の交付		<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
			<b>担当者名</b>	和合 譲子	<b>内線</b>	2685
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>						
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和	平成	42年度	<b>根拠</b>	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱	
<b>終期設定</b>	有	無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内		都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]				
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	<b>施策</b>	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
<b>目的</b>	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要な愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。					
<b>対象者等</b>	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 ・平成22年5月31日現在：938人（18歳未満含） 1度：45人 2度：222人 3度：240人 4度：431人					
<b>内容</b>	<p><b>【手帳区分】</b> 知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。 （1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度）</p> <p><b>【手帳取得目的】</b> 手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。</p> <p><b>【手帳交付事務の流れ】</b> 交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 （18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する） 北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。 区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。 区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。</p>					
<b>経過</b>	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる					
<b>必要性</b>	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務					
<b>実施方法</b>	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）					

		（単位：千円）						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額							
	決算額（22年度は見込み）							
	人件費		2,155	4,270	3,416	4,235	3,258	
	【事務分担当】（%）		25	50	40	50	40	
	合計（+）	0	2,155	4,270	3,416	4,235	3,258	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	2,155	4,270	3,416	4,235	3,258	0	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	交付件数	70	77	84	81	78	81	85
	年度末手帳所持者数	786	817	812	868	904	938	954

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	交付件数	81	78	81	12	-	22年度は5月31日現在
	手帳所持者数	868	904	938	938	-	22年度は5月31日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「愛の手帳」取得のためには判定の予約が必要であり、その予約が取れにくい状態であったが、東京都と調整した結果、18歳到達者（更新）については年に1～2回巡回相談判定が実施されるようになった。</li> <li>・身体障がいとの重複障がいの傾向が多くなり、日常生活の支援が重要となっている。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 鈴木 好明	課長名 内線	山形 実 2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（ 22年度 21年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 7 年度	根拠 法令等	精神保健福祉法律第45条		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	一定の精神障がいの状態にあることを証明することで、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力を得て各種の支援策を講じ、もって精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある者。（知的障がい者は除く）程度によって1級～3級に区分される。 区内の推定障がい者数：3,000人 自立支援医療制度利用者：2,107人 手帳所持者数：1,037人（うち、1級：125人 2級：571人 3級：341人） 平成22年5月31日現在				
内容	主な優遇措置...所得税・住民税・相続税・自動車税・個人事業税等の減額及び免除、都営交通の無料乗車証、都・区立施設の利用料減免、携帯電話料金の割引、生保受給者への加算措置、NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象） 1 申請受付及び交付（経由事務） 申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載 都への送付。都は審査後、手帳を区へ送付 区は処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す 2 申請から交付まで2～3ヶ月を要する 3 承認期間は2年で、更新可				
経過	平成12年 4月 保健所より手帳交付事務が障害者福祉課に移管 平成18年10月 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる 平成20年 4月 都営交通無料パス（有効期間2年）が無料交付 平成20年10月 NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）				
必要性	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく事務である。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 経由事務のため、予算措置なし。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額								
決算額（22年度は見込み）								
人件費			1,815	4,183	2,927	1,694	5,704	
【事務分担量】（%）			50%	135%	70%	20%	210%	
合計（ + ）	0	1,815	4,183	2,927	1,694	5,704		
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	1,815	4,183	2,927	1,694	5,704	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	手帳所持者数(3月31日現在)	631	716	824	778	914	1,016	1,037

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	手帳所持者数(3月31日現在)	778	914	1,016	1,037	-	22年度は5月31日現在
	所持者数の割合 %	39	39	45	49	-	精神保健福祉手帳の所持者数 / 自立支援医療利用者数
	-	-	-	-	-	-	

（問題点・課題）	<p>自立支援医療単独受給者で、精神保健福祉手帳の申請をしていない人に対し、手帳を交付された場合に受けられるサービスを説明し、手帳取得の促進を図る。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自立支援医療申請時に手帳のPR。	制度を活用して、社会参加の機会を増やす。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会（要旨）質問状況	
------------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	自立支援医療(精神通院)制度等	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	鈴木 好明	<b>内線</b>	2684
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)</b>					
<b>事務事業の種類</b>	新規事業 ( 22年度 21年度 )	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 40 年度	<b>根拠法令等</b>	障害者自立支援法52条、53条		
<b>終期設定</b>	有 無 年度				
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
<b>目的</b>	<p>自立支援医療制度(精神通院)は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に依りて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。</p> <p>小児精神医療は、小児精神障がい者の入院医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。</p>				
<b>対象者等</b>	<p>1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者</p> <p>2 小児精神：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者 (食事療養費のみ自己負担、承認期間1年)</p>				
<b>内容</b>	<p>自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医療費助成の適用で個人負担はなし。</p> <p>1 申請から承認の流れ 申請書を受取り、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は医療給付金受給者証を交付。</p> <p>2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通う。</p> <p>3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2~3ヶ月を要する。</p>				
<b>経過</b>	<p>平成12年4月 通院医療費公費負担制度(精神保健福祉法第32条)が保健所から事務移管される。2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。</p> <p>平成12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入(生保・国保を除く)</p> <p>平成15年4月 国保加入者についても自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更。</p> <p>平成18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。</p> <p>平成22年4月 平成22年度以降の有効期間の更新申請時、診断書の提出が2年に1度に変更。</p>				
<b>必要性</b>	<p>精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。</p>				
<b>実施方法</b>	<p>( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )</p> <p>経由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 平成21年度都交付金 150件 35,636円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額								
決算額(22年度は見込み)								
人件費		1,901	4,183	2,927	2,240	3,871		
【事務分担量】(%)		51%	135%	75%	30%	135%		
合計(+)	0	1,901	4,183	2,927	2,240	3,871	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)					32	36	30	
その他(特定財源)								
一般財源	0	1,901	4,183	2,927	2,208	3,835	-30	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	自立支援医療申請受理件数		3,140	2,496	2,626	2,797	3,155	588
	自立支援医療受給者数		2,535	669	1,987	2,349	2,240	2,107

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	申請率 %	66	78	74	70	80	受給者数（年度末現在） / 推定受給者数（3,000人） 22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>・申請に伴い税証明の添付が必要なため、手数料の負担がある。特に国民健康保険加入者においては、同一保険証の家族全員の税証明の手数料が発生して負担となっている。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
申請にかかる費用負担（診断書料・税証明発行手数料）の軽減のため、税証明添付については、収入申告書を活用し、税証明手数料免除を検討。	申請者の経済負担の緩和。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	難病医療費助成事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	中嶋 幸洋	<b>内線</b>	2 6 8 4
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>					
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 47 年度	<b>根拠法令等</b>	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則		
<b>終期設定</b>	有 無 年度	<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
<b>目的</b>	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成22年3月末日現在 認定者数1,805名（65歳以上 820名）				
<b>内容</b>	国指定：57疾病、都指定：24疾病 合計：81疾病 〔助成内容〕 難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担のうち、生計中心者の所得税額に応じた負担限度額を差し引いた金額を助成する。 負担限度額... A（所得税非課税）0円～G（所得税額70,001円以上）23,100円 重症者の場合、負担軽減あり 〔申請手続き〕 1 申請受付 申請書類等を受理し、東京都へ進達する。区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接、医療券が送付される。毎年更新手続き（9月1日一斉更新）をする。 2 申請者は、医療券を医療機関に提示して受診する。 3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業				
<b>経過</b>	昭和47年10月 国指定12疾病、都指定2疾病で事業開始する。 平成10年 5月 自己負担を導入。 平成12年 9月 人工透析患者の食事療養費負担の助成廃止。文書料の助成廃止。 平成14年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトームを指定から除く。但し平成17年9月までは経過措置として住民税非課税世帯について助成を継続する。（632人） 平成14年10月 ウイルス肝炎入院医療費助成を新設。 平成15年10月 自己負担を定額から所得階層別の負担額設定に変更。19疾病について軽快者を設定。 平成17年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトーム経過措置終了。 平成17年10月 1疾病追加、軽快者対象疾病5疾病追加。 平成19年 9月 ウイルス肝炎入院医療費助成が終了（経過措置は22年9月30日まで）。 平成19年10月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（東京都の制度） 平成20年 4月 B型・C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（国の制度） 平成20年 6月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成受付終了。（東京都の制度） 平成21年10月 国11疾病追加（都4疾病を包含）				
<b>必要性</b>	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。				
<b>実施方法</b>	（ ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 経由事務のため、予算措置無し。難病医療費助成について東京都から受理事務手数料あり。 平成21年度都交付金 1件 236円 × 2,002件 = 472,472円				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額								
決算額（22年度は見込み）								
人件費			7,757	7,757	6,405	6,417	2,037	
【事務分担量】（%）			90	90	95	90	60	
合計（+）		0	0	0	6,405	6,417	2,037	0
国（特定財源）								
都（特定財源）		386	299	384	457	458	472	400
その他（特定財源）								
一般財源		-386	-299	-384	5,948	5,959	1,565	-400
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	難病認定者数	1,441	1,432	1,491	1,594	1,603	1,805	2,000
	申請件数	1,672	1,615	1,637	1,621	1,941	2,002	2,200

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	認定者数	1,594	1,603	1,805	36	-	22年度は6月1日現在
	申請件数	1,621	1,941	2,002	93	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	

（問題点・課題）	システムの移行により全てのデータを入力し直す必要があり、入力項目も大幅に増えていることから、9月の一斉更新手続きの事務に支障を生じないように処理する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
移行したシステムに、効率よく正確にデータを入力し直す。	事務の正確性と確実な実施の確保。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	都営交通無料乗車券等の発行事務	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	増田 志鶴代	内線	2690
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 39年度		根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則等	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。				
対象者等	<b>【都営交通無料乗車券】</b> 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 <b>【民営バス運賃割引証】</b> 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） <b>【有料道路通行料金割引】</b> ①本人運転の場合：身体障害者手帳所持者 ②介護運転の場合：第1種の身体障がい者及び重度の知的障がい者				
内容	<b>【都営交通無料乗車券】</b> 発行主体：東京都 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。有効期間は3年（更新は9月30日）。 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。 （第1種の者は手帳を提示することにより介護者1人が半額） 都電、都バス、日暮里・舎人ライナー、都営地下鉄の全区間で使用可能。 ※精神障害者保健福祉手帳所持者について 都内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳所持者については、精神障害者都営交通乗車証が発行される。各定期券発売所での申請となり、有効期間は2年（手帳の有効期限まで）。 <b>【民営バス運賃割引証】</b> 発行主体：東京都 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。 利用方法：障がい者が介護者同伴で民営バスに乗車する場合、割引証を提示することで介護者も半額割引を受けることができる。（身体障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） <b>【有料道路通行料金割引の証明】</b> 発行主体：東日本高速道路株式会社、首都高速道路、中日本高速道路株式会社、西日本株式会社および阪神高速道路株式会社 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し、車検証・免許証等の必要書類を添えて申請。 （手帳に証明印を押印する。） 利用方法：手帳（証明印）を提示することにより全有料道路5割引き。 ETC利用者はETCレーンを通行する。				
経過	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成20年4月 精神障害者都営交通乗車証の発行手数料が無料となる。 平成20年9月30日 都営交通無料乗車券の磁気カード切替完了。				
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 乗車券の発行事務。 都営交通無料乗車券のみ交通局から発行手数料あり（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額								
①決算額（22年度は見込み）								
②人件費		431	854	854	847	245		
【事務分担当】（%）		5	10	10	10	10		
合計（①+②）	0	431	854	854	847	245	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）			77	49	125	97	100	
その他（特定財源）								
一般財源	0	431	777	805	722	148	-100	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	無料乗車券交付件数	1,550	1,313	1,696	1,687	1,685	1,881	1,800
	有料道路割引取扱件数	522	622	478	608	515	547	600

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	無料乗車券交付数	1,687	1,685	1,881	130	—	22年度は6月1日現在
②	有料道路割引取扱件数	608	515	547	69	—	22年度は6月1日現在
③	民営バス運賃割引証交付数	12	18	30	13	—	22年度は6月1日現在

（問題点・課題 指標分析）							
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）					東京都の経由事務

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	—	—
②	—	—
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	障がい者施設介護・訓練等給付事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	大口 翔平	<b>内線</b>	2682
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	障害者施設介護・訓練等給付費（01-01-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 18 年度	<b>根拠法令等</b>	障害者自立支援法		
<b>終期設定</b>	有 無 年度				
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
<b>目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかつたり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。</li> <li>進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。</li> </ul>				
<b>対象者等</b>	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者				
<b>内容</b>	<p><b>【支援の種類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立訓練 … 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。</li> <li>就労移行支援 … 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。</li> <li>就労継続支援 … 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。</li> <li>施設入所支援 … 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。</li> <li>療養介護 … 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。</li> <li>生活介護 … 常時介護が必要な方に、昼間に食事や入浴、排せつ等のサービスを提供する。</li> </ul> <p><b>【障害者自立支援法経過措置】（旧法施設）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者更生施設（更生に必要な訓練等）</li> <li>身体障害者療養施設（治療及び養護）</li> <li>知的障害者授産施設（就労に必要な訓練等）</li> <li>身体障害者授産施設（就労に必要な訓練等）</li> <li>知的障害者更生施設（日常生活訓練等）</li> </ul>				
<b>経過</b>	昭和49年 4月	措置制度による施設措置開始			
	平成15年 4月	支援費制度（施設訓練等支援費）開始	措置から契約へ		
	平成18年 4月	障害者自立支援法による利用者負担改定、食費等実費負担導入			
	平成18年10月	障害者自立支援法全面施行	新体系施設開始		
	平成21年 4月	報酬改定			
	平成22年 4月	利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）			
	平成24年 3月	施設新体系移行経過措置終了予定			
<b>必要性</b>	在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。				
<b>実施方法</b>	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <b>【審査・決定】</b> 直営 <b>【支払】</b> 東京都国民健康保険団体連合会				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	590,410	628,213	640,240	608,513	687,737	759,604	876,285	
決算額（22年度は見込み）	574,260	623,615	535,841	557,180	641,408	759,599	876,285	
人件費		2,499	3,843	3,416	2,965	3,258		
【事務分担量】（%）		29	45	40	35	40		
合計（+）	574,260	626,114	539,684	560,596	644,373	762,857	876,285	
国（特定財源）	271,312	323,557	211,404	281,347	326,953	434,191	426,089	
都（特定財源）	3,128	1,303	71,030	135,064	127,665	199,991	231,122	
その他（特定財源）	10	0	0	0	0	0	0	
一般財源	299,810	301,254	257,250	144,185	189,755	128,675	219,074	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
療養介護対象者数	2	2	1	1	1	1	1	
施設入所者数	141	138	139	140	145	154	154	
施設通所者数	117	119	125	167	236	236	236	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	施設訓練等支援費	641,408	施設訓練等支援費	729,863	施設訓練等支援費	876,285

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	療養機関入所者数	1	1	1	1	-	22年度は6月1日現在
	施設入所者数（療護除く）	140	145	154	141	-	22年度は6月1日現在
	施設通所者数	167	236	236	229	-	22年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業所から新体系施設への移行状況にそった予算措置をする必要がある。</li> <li>・障害者自立支援法改正等による公費負担の推移の予測が必要である。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各作業所等の新体系施設への移行状況の確認。	補助金から介護報酬への移行円滑化。
現在までの実績等から、今後の公費負担の推移を予測する。	予算作成をより円滑に行うことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ホームヘルプサービス事業 (居宅介護・重度訪問介護)	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	澤田 利江	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	ホームヘルプ事業費 (01-02-01)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	H15～17年度 支援費制度による居宅介護事業	
終期設定	有 無	年度	法令等	H18年度 障害者自立支援法による居宅介護事業	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	常時介護を必要とする心身障がい者(児)にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むのに必要なサービスを行うことで、心身障がい者(児)の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。				
対象者等	日常生活を営むことに支障のある心身障がい者(児)。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない重度(1級)の者については、上乘せの対象とする。				
内容	<p>【支援の種類(介護給付)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護(障害程度区分「区分1以上」) 自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う(身体介護・家事援助・通院介助・通院等乗降介助)</li> <li>・重度訪問介護(障害程度区分「区分4以上」) 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行う</li> <li>・行動援護(障害程度区分「区分3以上」) 自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行う</li> </ul> <p>利用者負担額は「1割」(上限月額は0円～37,200円で、世帯の収入状況により決定)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援費制度による居宅介護支援(平成15～17年度) 行政が決定する「措置制度」から、利用者自らが都道府県の指定を受けた事業所と契約を結びサービスの提供を受ける「支援費制度」に移行 利用者負担額は、0円～全額(階層区分により決定)</li> <li>・居宅介護事業者との連絡会において情報交換、意見を聞いている。</li> </ul>				
経過	平成11年 4月	事業委託方式一部試行的開始(平成12年4月全部実施)			
	平成13年 4月	中・軽度の知的障がい者利用対象化			
	平成15年 4月	支援費制度(居宅介護)開始(精神・難病を除く)			
	平成18年 4月	障害者自立支援法施行(介護給付)			
	平成18年10月	日常生活支援 重度訪問介護			
	平成21年 4月	報酬改定			
	平成22年 4月	利用者負担の国基準改正(低所得者層の利用者負担額が無料となる)			
必要性	心身障がい者(児)の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	【支払】国民健康保険団体連合会に支払を大部分委託している				
	【サービス提供】都指定居宅介護事業者(平成22年6月現在利用実績のある事業者、48社)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	193,261	223,239	230,058	230,595	266,251	356,630	396,108	
決算額(22年度は見込み)	193,185	223,239	228,583	235,006	266,251	356,629	396,108	
人件費		6,033	7,686	7,686	5,082	7,167		
【事務分担量】(%)		70	90	90	60	88		
合計(+)	193,185	229,272	236,269	242,692	271,333	363,796	396,108	
国(特定財源)	95,109	111,385	107,936	115,298	127,665	110,387	198,068	
都(特定財源)	48,328	55,763	53,968	57,649	63,832	55,193	99,027	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0			
一般財源	49,748	62,124	74,365	69,745	79,836	198,216	99,013	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利用時間数(居宅介護)	72,319.5H	87,157.5H	74,880.5H	43,941.0H	52,321.0H	64,170.0H	74,284.5H
	利用時間数(重度訪問介護)			21,422.0H	49,409.0H	50,500.0H	58,808.0H	63,507.5H
	利用者数(居宅介護)	143人	150人	148人	170人	201人	236人	256人
			23人	23人	22人	23人	24人	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
	扶助費	ホームヘルパー派遣	266,251	ホームヘルパー派遣	356,629	居宅介護	251,965	重度訪問介護

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用時間数	93,350.0H	102,821.0H	122,978.0H	19,513.0H	183,302.5H	22年度は6月1日現在
	利用者数（実人数）	193人	223人	259人	284人	301人	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>行動援護の事業所が区内に1事業所しかないため、開拓する必要がある。</p> <p>ホームヘルプ事業の理解、周知及び徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者とサービス提供責任者の責務と義務等</li> <li>・契約書等について</li> <li>・サービス内容について</li> </ul>
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
連絡会で行動援護のできる事業所が必要であることを説明し、事業者登録を促す	障がい者の社会参加の促進
1．パンフレットを作成する。 2．職員及び事業者対象に講演会を行う	ホームヘルプ事業を適正で公平な運用を図るため、周知徹底と理解を深める

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	在宅生活を送るための重要事業である

議会議決要旨	11年三定 「介護保険導入後の障害者福祉課ヘルパーの取り扱いについて」
--------	-------------------------------------



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	デイサービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	デイサービス事業費（01-02-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるようにする。近年においては、就学児の放課後の活動場所となる。				
対象者等	療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる障がい児				
内容	<p>【実施内容】 障害者自立支援法による児童デイサービスとして実施。障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、ならびに集団生活への適応訓練を行う</p> <p>【利用方法】 申請 支給決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担額支払</p> <p>【利用者負担】 利用額総額の3%（荒川区立心身障害者福祉センターは無料）</p> <p>【費用支払】 指定障害福祉サービス事業者（都指定）が利用者と契約 事業者がサービス提供事業者が利用者負担額受領、介護給付費（利用者負担額差引額）を区へ請求</p>				
経過	<p>平成15年 4月 支援費制度開始</p> <p>平成18年 4月 利用者負担改定</p> <p>平成18年10月 荒川区障害者地域活動支援費支給事業実施</p> <p>平成20年 4月 地域活動支援については、地域生活支援事業へ事務移管</p> <p>平成21年 4月 報酬改定</p> <p>平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）</p>				
必要性	基本動作の習得による利用者の自立や社会参加の促進、介護者の負担軽減による日常生活の質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定・支払】 直営</p> <p>【サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施する</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	30,534	17,327	17,096	18,116	17,417	20,242	20,682	
決算額（22年度は見込み）	26,689	12,962	17,096	18,115	16,461	20,242	20,682	
人件費		862	1,281	854	424	1,629		
【事務分担当量】（%）		10	15	10	5	20		
合計（+）	26,689	13,824	18,377	18,969	16,885	21,871	20,682	
国（特定財源）	13,318	6,649	8,548	8,419	10,213	10,725	10,336	
都（特定財源）	6,698	3,328	4,274	4,209	5,106	5,362	5,170	
その他（特定財源）								
一般財源	6,673	3,847	5,555	6,341	1,566	5,784	5,176	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利用人数（人）	195	125	119	94	135	144	150
	利用回数（回）	7,444	4,386	3,636	3,709	3,363	3,696	3,834
	心障センター（人）			112	88	130	141	146
	他施設（人）			7	6	6	4	5

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	児童デイ	16,461	児童デイ	20,242	児童デイ	20,682

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
年	年間利用回数	3,480	3,363	3,696	528	-	22年度は6月1日現在
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	法改正により、放課後等児童デイサービス（学齢児を対象とした児童デイサービス）が創設される可能性がある。
他区の実況	（実施 22 区                      未実施                      区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
法改正の内容を把握し、対応する	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホーム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実																								
		担当者名	渡邊 健太	内線	2682																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	グループホーム事業費（01-02-03）																												
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業																									
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区障がい者グループホーム等支援事業実施要綱																									
終期設定	有 無	年度	法令等																										
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																								
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]																											
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																											
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																											
目的	障がい者の地域における自立生活を支援するため、生活の場である共同生活住居に入居している者に対し、日常生活における支援及び指導を行う。																												
対象者等	<b>【共同生活援助（グループホーム）】</b> ・就労している又は就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者 <b>【共同生活介護（ケアホーム）】</b> ・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の日常生活上の支援を必要とする者																												
内容	<b>【実施内容】</b> 障害者自立支援法による共同生活援助、共同生活介護として実施 就労中の障がい者の日常生活（食事等）の支援又は介護を行い、生活の場を提供する <b>【利用者負担】</b> 障害福祉サービス費（1割負担）、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費 <b>【知的障がい者・身体障がい者】</b> 入居者の家賃は、 所得月額73,000円未満 …月額24,000円を限度に助成 所得月額73,000円以上97,000円未満…月額12,000円を限度に助成 <b>【精神障がい者】</b> 施設借上費は、入居者1室あたり月額69,800円を限度に助成 <b>【入居者数】（H22.5現在）</b> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">知的障がい者施設</th> <th colspan="2">精神障がい者施設</th> </tr> <tr> <th>GH</th> <th>CH</th> <th>GH</th> <th>CH</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区内</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>区外</td> <td>8</td> <td>28</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16</td> <td>41</td> <td>15</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>						知的障がい者施設		精神障がい者施設		GH	CH	GH	CH	区内	8	13	8	0	区外	8	28	7	3	計	16	41	15	3
	知的障がい者施設		精神障がい者施設																										
	GH	CH	GH	CH																									
区内	8	13	8	0																									
区外	8	28	7	3																									
計	16	41	15	3																									
経過	平成14年度まで 都及び区においては、国の措置制度の単価に上乗せ（1月分89,000円） 平成14年12月 重度生活寮東日暮里ハイツに重度単価214,700円適用 平成15年4月 区立障害者GH（ピアホーム）及び東日暮里ハイツが法内GH支援費対象となる 平成15年度以降 支援費制度により「契約制度」へ移行し、都の単価93,700円に引き上げ 平成18年4月 障害者自立支援法に移行、単価が日額化 平成19年4月 精神障害者グループホーム事業を統合 平成21年4月 報酬改定 平成21年10月 グループホームの入居者に身体障がい者が追加される 平成22年4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）																												
必要性	障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホーム・ケアホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。																												
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <b>【決定・支払】</b> 直営 <b>【サービス提供】</b> 指定障害福祉サービス事業者が実施する																												

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		49,298	52,345	89,264	97,755	103,937	117,380	108,865
決算額（22年度は見込み）		48,100	52,213	74,368	97,754	103,936	117,379	108,865
人件費			1,724	1,708	1,708	424	2,036	
【事務分担量】（%）			20	20	20	5	25	
合計（+）		48,100	53,937	76,076	99,462	104,360	119,415	108,865
国（特定財源）		12,547	13,956	16,173	20,626	25,533	35,260	35,407
都（特定財源）		7,720	8,556	22,696	14,358	16,044	17,630	17,705
その他（特定財源）								
一般財源		27,833	31,425	37,207	64,478	62,783	66,525	55,753
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利用者数	40	37	56	62	62	79	79
	家賃助成対象者数	14	16	17	25	28	43	43

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	グループホーム・ケアホーム	52,724	グループホーム・ケアホーム	73,384	グループホーム・ケアホーム	68,317
		都加算	42,965	都加算	33,100	都加算	28,306
		家賃助成	6,289	家賃助成	8,721	家賃助成	7,488
		区型グループホーム	1,958	区型グループホーム	1,157	区型グループホーム	1,068
				特別対策費	1,016	精神施設借上費 新規入所者分	408 3,278

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用者数（人）	62	62	79	75	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	国の施策において、施設から地域生活への移行が今後の流れとなり、施設退所後の受け皿としてグループホーム・ケアホームがますます必要となってくる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	施設入所者における地域生活移行予定者数の把握。	グループホームおよびケアホームの必要数の把握ができる。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	地域移行の場として必要性が高い

況（要旨）	議会議事録
-------	-------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	短期入所事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実														
		<b>担当者名</b>	渡邊 健太	<b>内線</b>	2682														
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	障害児者短期入所事業費（01-02-04）																		
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業															
<b>開始年度</b>	昭和 平成	15 年度	<b>根拠</b>	障害者自立支援法															
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>																
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画														
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]																	
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																	
	<b>施策</b>	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]																	
<b>目的</b>	在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、指定短期入所施設を利用し、一時的に心身障がい者（児）を保護する。																		
<b>対象者等</b>	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる者も対象とする。																		
<b>内容</b>	<b>【実施内容】</b>	障害者自立支援法による短期入所として実施。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）施設で、入浴・排せつ・食事等の介護を行う																	
	<b>【利用方法】</b>	申請 支給決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担額支払																	
	<b>【利用者負担】</b>	障害福祉サービス費（1割）だが、区の独自軽減策により3%負担（継続）ただし、上限月額が37,200円の場合は3%の積上げで上限月額の半額まで																	
	<b>【利用者数】</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成19年度</td> <td>知的31人（3,105日）</td> <td>児童14人（454日）</td> <td>身体3人（170日）</td> <td>精神1人（9日）</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>知的39人（3,816日）</td> <td>児童13人（313日）</td> <td>身体13人（1,517日）</td> <td>精神1人（11日）</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>知的33人（2,840日）</td> <td>児童12人（266日）</td> <td>身体9人（441日）</td> <td>精神1人（49日）</td> </tr> </table>				平成19年度	知的31人（3,105日）	児童14人（454日）	身体3人（170日）	精神1人（9日）	平成20年度	知的39人（3,816日）	児童13人（313日）	身体13人（1,517日）	精神1人（11日）	平成21年度	知的33人（2,840日）	児童12人（266日）	身体9人（441日）
平成19年度	知的31人（3,105日）	児童14人（454日）	身体3人（170日）	精神1人（9日）															
平成20年度	知的39人（3,816日）	児童13人（313日）	身体13人（1,517日）	精神1人（11日）															
平成21年度	知的33人（2,840日）	児童12人（266日）	身体9人（441日）	精神1人（49日）															
<b>経過</b>	平成14年度まで	身体・知的障がい者 区に申請し、都心障センターで利用調整 障がい児 児童相談所に直接申請																	
	平成15年 4月	支援費制度の導入により、区が実施主体となる。ただし当分の間、身体障がい者と知的障がい者は都心障センターで利用調整を行う																	
	平成18年 4月	障がい児は、夏季と冬季の利用について、都児童相談センターで利用調整を行う																	
	平成21年 4月	障害者自立支援法の成立により介護給付の短期入所事業となる（精神障がい含む）報酬改定																	
	平成22年 4月	利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）																	
<b>必要性</b>	常に在宅で障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合に、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図る。																		
<b>実施方法</b>	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )																		
	<b>【決定・支払】</b>	直営																	
	<b>【サービス提供】</b>	指定障害福祉サービス事業者が実施する																	

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	38,544	40,504	41,928	38,027	55,318	47,959	58,005	
決算額（22年度は見込み）	38,544	40,390	41,928	42,358	55,318	47,297	58,005	
人件費		1,724	1,281	1,708	424	2,036		
【事務分担量】（%）		20	15	20	5	25		
合計（+）	38,544	42,114	43,209	44,066	55,742	49,333	58,005	
国（特定財源）	15,245	16,253	15,303	15,327	20,456	26,244	22,279	
都（特定財源）	15,579	15,347	13,001	13,030	17,969	18,312	17,860	
その他（特定財源）								
一般財源	7,720	10,514	14,905	15,709	17,317	4,777	17,866	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	利用者数	37	44	43	46	64	55	55
	利用総日数	3,180	3,522	3,511	3,738	4,699	3,596	3,596

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		扶助費	短期入所事業費	55,318	短期入所事業費	47,297	短期入所事業費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	利用者数	46	64	55	32	-	22年度は6月1日現在
	利用総日数	3,738	4,699	3,596	780	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	障害福祉サービスの支給決定を受けていない者が、緊急時にサービスを利用できない場合がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
障がい者の状況を把握し、障害福祉サービスの支給決定を受けるよう周知を行う	緊急時にも、障がい者が障害福祉サービスを利用できる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要質問状）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	コミュニケーション支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	本木 豊光	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	コミュニケーション支援事業費 (01-03-01)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	元 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区手話通訳者派遣事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者に対し手話通訳者及び要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る。また、視覚障がい者及び重複者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者派遣事業を展開する。				
対象者等	：聴覚障がい者及び言語機能障がいに係る身体障害者手帳が1・2級の者（所得制限なし） ：視覚障がい者				
内容	<p>【 手話通訳者派遣】</p> <p>委託先 (福)荒川区社会福祉協議会(荒川社協) (福)東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センター(通訳派遣センター)</p> <p>派遣回数 月10回まで(生命及び身体に関する場合は含まない)</p> <p>利用方法 事前に荒川社協に登録し、必要とするときに荒川社協にて派遣を申請する。 ただし、専門的な交渉等に限り、通訳派遣センターに直接申し込むことができる。</p> <p>報償費等 荒川社協 ..... 1時間14分まで2,000円、以降1時間ごと1,500円(交通費含む) 通訳派遣センター ... 1時間14分まで4,000円、以降1時間ごと3,000円(交通費含む)</p> <p>【 要約筆記者派遣】</p> <p>委託先 (福)東京聴覚障害者福祉事業協会</p> <p>派遣回数 月10回まで(生命及び身体に関する場合は含まない)</p> <p>利用方法 通訳派遣センターに申し込む</p> <p>【 対面音訳者派遣(平成22年6月から派遣開始)】</p> <p>派遣回数 月2回まで</p> <p>利用方法 事前に区に利用者登録をし、必要とするときに区に派遣申請する。 音訳者は、養成講座(基礎・応用各10回)を受講後、審査会を経て音訳者名簿に登録する。</p>				
経過	<p>平成12年 4月 手話通訳の報償基準を半日単位から1時間単位に見直した。</p> <p>平成12年 6月 社会福祉法の一部改正により、手話通訳派遣が、社会福祉法の対象事業となる。</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法の施行により、手話通訳派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。</p> <p>平成19年度 東京都が行っていた手話通訳派遣事業が廃止され、各区市町村で高度な通訳派遣も実施することとなり、これまで東京都が契約していた通訳派遣センターと委託契約を結んだ。</p> <p>平成20年度 事業名変更(手話通訳派遣事業 コミュニケーション支援事業)</p> <p>平成21年度 要約筆記派遣の実施のため通訳派遣センターと委託契約を結んだ。 荒川社協の手話通訳者の単価等を変更。(通訳派遣センターと合わせるよう調整) 対面音訳者養成講座を実施(修了者9人)</p>				
必要性	日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な視覚・聴覚障がい者に対し、手話通訳者等の派遣が必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (福)荒川区社会福祉協議会、(福)東京聴覚障害者福祉事業協会に委託し実施				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		1,393	1,814	1,676	3,131	3,503	4,563	4,122
決算額(22年度は見込み)		1,343	1,643	1,676	2,695	3,457	3,439	4,122
人件費			862	427	854	847	1,873	
【事務分担量】(%)			10	5	10	10	30	
合計(+)		1,343	2,505	2,103	3,549	4,304	5,312	4,122
国(特定財源)				310	848	1,292	1,230	2,058
都(特定財源)		696	692	662	424	646	615	1,028
その他(特定財源)								
一般財源		647	1,813	1,131	2,277	2,366	3,467	1,036
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	派遣回数(手話通訳)	429	513	503	643	713	755	800
	派遣時間数(手話通訳)	709	868	873	1,153	1,200	1,337	1,100
	派遣回数(要約筆記)					11	60	65

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費			対面音訳講習会講師謝礼	242	対面音訳派遣等謝礼
需用費			消耗品費等	49	消耗品費等	10	
役務費					保険料	5	
委託料	手話通訳	3,252	手話通訳	2,801	手話通訳	3,122	
	要約筆記	205	要約筆記	347	要約筆記	230	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	実利用者数（手話通訳）	51人	52人	52人	26人	55人	22年度は6月1日現在
	派遣回数（手話通訳）	643回	713回	587回	103回	-	22年度は6月1日現在
	派遣回数（要約筆記）	-	11回	23回	2回	-	22年度は6月1日現在 20年9月から事業開始
	利用登録者数（対面音訳）	-	-	-	2人	10人	22年6月から事業開始

（問題点・課題）	利用登録者の声として、派遣回数（月2回）が少ないとの声がある。重複障がい者へのコミュニケーション支援の手段を検討する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	社会参加を促進するために重要な事業である

（状況）	21年四定 「視覚障がい者への対面音訳者の派遣について」
------	------------------------------



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	日常生活用具給付事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	大河内 裕衣	<b>内線</b>	2683
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	日常生活用具給付事業費（01-03-02）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	44 年度	<b>根拠</b>	荒川区重度心身障害者（児）及び難病患者等日常生活用具給付等要綱・同実施要領	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。				
<b>対象者等</b>	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。				
<b>内容</b>	<p><b>【給付種目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者（児） ... 国基準6種目                     <ul style="list-style-type: none"> <li>介護・訓練支援用具（10品目）...特殊寝台（基準額：162,800円）等</li> <li>自立生活支援用具（17品目）...入浴補助用具（基準額：90,000円）等</li> <li>在宅療養等支援用具（7品目）...ネプライザー（基準額：36,000円）等</li> <li>情報・意思疎通支援用具（25品目）...ホ-ワ-ルユ-ダ-（基準額85,000円）等</li> <li>排泄管理支援用具（5品目）...蓄便袋（基準額：8,858円）等</li> <li>住宅改修費（1品目）...小規模住宅改修（基準額：200,000円）</li> </ul> </li> <li>・難病患者 ... 国基準（18品目） 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等</li> </ul> <p><b>【給付方法】</b> 障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付を行う。用具の給付については業者に委託する。</p> <p><b>【利用者負担】</b> 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
<b>経過</b>	昭和44年	事業開始			
	平成16年 4月	その後、給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて修正			
	平成18年 1月	品目ごとに耐用年数導入。			
	平成18年10月	利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）			
		障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業に位置付け、品目を整理した。			
		補装具より移行...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具			
		補装具へ移行...重度障害者用意思伝達装置			
		ストマ用装具 ... 対象者190人、件数733件			
		影響額6,110,488円（平成18年度実績）			
	平成20年 4月	品目追加（視覚障害者用パソコン支援ソフト、パソコン入力支援用具）			
	平成22年 4月	利用者負担改定（非課税世帯1,100円 0円）			
<b>必要性</b>	障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。				
<b>実施方法</b>	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				
	【決定・支払】直営				
	【給付】業者委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	8,943	8,166	12,939	29,760	28,597	26,417	26,312	
決算額（22年度は見込み）	8,465	7,615	12,937	25,796	25,124	26,100	26,312	
人件費		862	1,708	1,281	3,388	1,222		
【事務分担量】（%）		10	20	15	40	15		
合計（+）	8,465	8,477	14,645	27,077	28,512	27,322	26,312	
国（特定財源）			5,953	10,192	9,039	9,449	13,153	
都（特定財源）	4,157	4,035	2,784	5,096	4,394	4,708	6,576	
その他（特定財源）								
一般財源	4,308	4,442	5,908	11,789	15,079	13,165	6,583	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	給付件数・児童	12	15	40	82	75	59	60
	給付件数・成人	110	101	814	2,348	2,357	2,489	2,500
	給付件数・難病	2	2	1	1	5	2	0

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	消耗品費		3	消耗品費	0	消耗品費
扶助費	児童分（一般）		123	児童分（一般）	209	児童分（一般）	160
	成人分（一般）		6,534	成人分（一般）	6,082	成人分（一般）	7,288
	児童分（ストマ）		803	児童分（ストマ）	561	児童分（ストマ）	572
	成人分（ストマ）		17,204	成人分（ストマ）	19,182	成人分（ストマ）	18,287
	難病		457	難病	66		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
給付件数・児童分		82	75	59	7	-	22年度は6月1日現在
給付件数・成人分		2,348	2,357	2,489	206	-	22年度は6月1日現在
給付件数・難病分		1	5	2	0	-	22年度は6月1日現在

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援法による地域生活支援事業化により、品目の選定を区が行うこととなり、品目選定の明確な基準の制定等が必要となる。</li> <li>・ 品目の価格が現在の物価になじまないものが出てきている。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施                      区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
品目選定の明確化。	選定基準を明確にすることにより、公平な給付をすることができる。
品目の価格の再設定。	品目に適正価格を設定することにより、公平な給付をすることができる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者移動支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	清水 美弥子	内線	2 6 9 1
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害者移動支援事業費（01-03-03）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区障害者(児)移動支援支給事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者及び障がい児が外出する際に、移動支援を提供することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を支援し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内で著しい制限のある視覚障がい者等</li> <li>・身体障害者手帳を所持する者のうち両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者</li> <li>・愛の手帳を所持する障がい者等 ・精神保健福祉手帳を所持する障がい者等</li> <li>・区内の特別支援学級、学童クラブ、通所介護施設等又は都内の特別支援学校等に在籍する障がい者等</li> </ul> 平成21年度支給決定数365名（身体介護を伴う移動支援174名 身体介護を伴わない移動支援191名）				
内容	<p>【実施内容】 障害者自立支援法により地域生活支援事業となり、事業実施自治体による独自事業として実施。精神障がい者外出介護と統合。</p> <p>【荒川区独自施策】 通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。</p> <p>【利用方法】 申請 決定 受給者証交付 事業者と契約・利用（ただし、提供時間数を超えて利用した分については自己負担とする）</p> <p>【支援費制度】（平成18年9月まで） 利用者・事業者の関わりについては変更はないが、利用者負担については、本人及び扶養義務者の前年の所得税額又は住民税額に基づき算定。 利用者は、視覚障がい者ガイドヘルパー・知的障がい者ガイドヘルパーを利用し、身体介護が必要な利用者はホームヘルプ（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。</p>				
経過	昭和61年 4月 視覚障害者ガイドヘルプ事業開始 平成14年10月 知的障害者ガイドヘルプ事業開始 平成15年 4月 支援費制度居宅介護事業に移行 平成18年10月 障害者自立支援法地域生活支援事業に移行				
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】直営 【サービス提供】移動支援事業者49社・荒川区社会福祉協議会				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		36,166	38,282	47,923	57,737	128,005	170,032	189,297
決算額（22年度は見込み）		36,157	37,822	47,923	93,621	128,005	170,032	189,297
人件費			1,724	1,708	2,927	1,271	1,915	
【事務分担量】（%）			20	20	70	15	55	
合計（+）		36,157	39,546	49,631	96,548	129,276	171,947	189,297
国（特定財源）		17,821	18,904	29,771	34,468	40,903	61,080	60,480
都（特定財源）		9,356	9,651	14,885	18,428	21,887	31,965	28,558
その他（特定財源）								
一般財源		8,980	10,991	4,975	43,652	66,486	78,902	100,259
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	視覚障害決定者数（人）	60	54	120				
	知的障害決定者数（人）	88	76					
	視覚障害利用時間数（時間）	16,130.5	16,409.5	14,074.0				
	知的障害利用時間数（時間）	4,852.5	5,619.0					
	移動支援（時間）			14,189.0	44,463.0	56,712.0	72,649.5	92,991.0
	移動支援利用者数（人）			192	209	273	321	392

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	扶助費	移動支援	128,005	移動支援	170,032	移動支援	189,297

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	移動支援提供時間数	43,934.0	56,712.0	72,649.5	13,885.0	106,819.2	22年度は5月1日現在
	身体介護を伴う移動支援提供時間数	13,849.0	21,437.5	32,956.5	6,663.0	62,545.6	22年度は5月1日現在
	身体介護を伴わない移動支援提供時間数	30,085.0	35,274.5	39,693.0	7,222.0	44,273.6	22年度は5月1日現在

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援事業が周知されたことにより、利用者数・時間数とも増加しており、増加傾向の分析が必要である。</li> <li>・ヘルパーの平均年齢が高齢化しており、次世代のヘルパーの育成が必要。</li> <li>・65歳以上は介護保険へ移行するが、社会参加を目的とするものについては介護保険では支給できないため、当該事業での支給となり、サービス内容について利用者が混乱してしまう。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	利用内容の検討、利用方法の検証	移動支援事業の利用実態を把握することにより、今後の事業の方向性を検討する。
	介護保険と移動支援のサービス内容の整理	利用者が混乱することなく、サービスを利用できる。
	次世代ヘルパーの養成研修等の実施	ヘルパーの人員確保

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	社会参加を促進するために重要な事業である

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	日中一時支援事業（施設タイムケア・地域活動支援事業）	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	明山 ゆう子	<b>内線</b>	2683
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	日中一時支援事業費（01-03-04）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（21年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	18 年度	<b>根拠</b>	荒川区障がい者（児）日中一時支援事業運営要綱、	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	荒川区障害者地域活動支援費支給事業実施要綱	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
<b>目的</b>	施設タイムケア 障がい者及び障がい児の、特別支援学校等下校後等の活動場所を確保し、見守りや日常生活訓練を行うことにより、日中監護する者のいない障がい者等や障がい者等を日常的に介護する家族の休息を図る。 地域活動支援事業 障がい者や障がい児に創作的活動や生産活動の機会の提供を行うとともに、社会との交流促進の支援を行う。				
<b>対象者等</b>	荒川区内在住の愛の手帳所持者。保護者等の就労により日中監護する者のいない障がい者等や、介護者のレスパイトのため日中監護する必要のある障がい者、放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な、障がいのある児童。 身体障がい者、知的障がい者（現在利用者1名）				
<b>内容</b>	施設タイムケア 【実施主体】 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業所 【実施内容】 利用対象者を預かるとともに、社会生活に適應するため、交流、創作的活動等の指導、補助を行う事業所に、日中一時支援費を支給する。 【他のサービスの併給】 本事業実施時間中は、ホームヘルプ等の居宅支援サービスを利用できない。 【利用方法】 申請 決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担支払 【利用者負担】 利用額総額の3%（住民税非課税世帯は負担額なし）  地域活動支援事業 【実施主体】 障害者自立支援法第77条第1項第4号「地域活動支援センター」 【実施内容】 身体障がい者及び知的障がい者デイサービスの一部、日中活動の場として創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を支援する事業所に地域活動支援費を支給する。 【利用方法】 申請 決定 利用（サービス提供事業者と契約） 利用者負担支払 【利用者負担】 利用額総額の3%（住民税非課税世帯は負担額なし）				
<b>経過</b>	平成18年10月 荒川区障害者地域活動支援費支給事業実施要綱 平成20年4月 デイサービス事業より障がい者地域活動支援事業へ事務移管 平成22年4月 住民税非課税世帯の利用者負担を無料とする				
<b>必要性</b>	心身障がい者の自立や社会参加の促進、介護者の支援や日常生活における質の向上、在宅生活の充実化のためにも必要である。				
<b>実施方法</b>	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 日中一時支援事業者及び地域活動支援事業者				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額					1,844	926	1,030	1,343
決算額（22年度は見込み）					587	926	1,019	1,343
人件費						0	367	
【事務分担量】（%）						0	15	
合計（+）	0	0	0	587	926	1,386	1,343	
国（特定財源）							414	671
都（特定財源）							207	335
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	587	926	765	337	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	実利用者数（日中一時支援）	-	-	-	1	1	5	4
	実利用者数（地域活動支援）	-	-	-	1	2	1	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	日中一時支援費	85	日中一時支援費	187	日中一時支援費	260
	地域活動支援費	841	地域活動支援費	832	地域活動支援費	1,083	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用日数（日中一時支援）	2	20	57	31	-	年間利用回数(22年度は6月1日現在)
	利用日数（地域活動支援）	229	292	300	54	-	年間利用回数(22年度は6月1日現在)
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	日中一時支援事業（障がい児タイムケア事業）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	新見 英信	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	日中一時支援事業費（01-03-04）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠法令等	障害者自立支援法、地域生活支援事業実施要綱（国）、荒川区障がい者（児）日中一時支援事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障がい者及び障がい児の、特別支援学校等下校後、長期休業期間及び土曜日の日中の活動場所を確保し、見守りや日常生活訓練を行うことにより、日中監護する者のいない障がい者等や障がい者等を日常的に介護する家族の休息を図る。				
対象者等	荒川区内在住の愛の手帳所持者。保護者等の就労により日中監護する者のいない障がい者等や、介護者のレスパイトのため日中監護する必要のある障がい者、放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な、障がいのある児童。				
内容	<p>【事業内容】 利用対象の児童を預かるとともに、社会生活に適應するため、交流、創作的活動等の指導、補助を行うほか、必要に応じ、学校から事業実施施設まで、及び事業実施施設～自宅までの送迎を行う。</p> <p>【実施場所及び定数】 おぐのあかり（特定非営利法人あふネット） 定員：13名 提供日：月～金（特別休暇、年末年始等を除く） 提供時間：13：00～18：00（送迎時間を含む）/長期休業期間9：00～18：00 西日暮里六丁目障がい児タイムケア スニーカー（社会福祉法人荒川のぞみの会） 定員：当初20名 提供日：月～土曜日（祝祭日、年末年始を除く） 提供時間：平日13：30～18：00/土曜日及び長期休業期間9：30～18：00</p> <p>【他のサービスの併給】 本事業実施時間中は、ホームヘルプ等の居宅支援サービスを利用できない。 【利用決定】 利用希望者は、荒川区へ利用申請を行う。 区は、他のサービス利用状況を勘案して利用の要否を決定する。 【自己負担】 なし</p>				
経過	平成17年 8月	特定非営利活動法人あふネットより申し出			
	平成19年 4月	おぐのあかり事業開始			
	平成21年 4月	生活クラブスニーカー事業開始			
必要性	障害者自立支援法に規定する選択事業であり、障がいのある児童の活動場所の確保のため必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【利用者決定】直営 【サービス提供】特定非営利活動法人あふネット及び社会福祉法人荒川のぞみの会へ業務委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額				3,000	6,500	6,501	29,534	26,224
決算額（22年度は見込み）				0	6,500	6,501	20,631	26,224
人件費				854	171	1,695	2,443	
【事務分担量】（%）				10	2	20	30	
合計（+）		0	0	854	6,671	8,196	23,074	26,224
国（特定財源）					2,664	2,296	6,752	13,112
都（特定財源）					1,332	1,148	3,376	6,556
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	854	2,675	4,752	12,946	6,556
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利用実人数（おぐのあかり）			0	14	14	20	20
	利用実日数（おぐのあかり）			0	708	1,408	1,896	2,244
	利用実人数（スニーカー）						28	28
	利用実日数（スニーカー）						1,318	2,930

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業委託	6,501	6,501	おぐのあかり	6,566	おぐのあかり
需用費				スニーカー	11,653	スニーカー	19,658
備品購入費				初度調弁	1,456		
				初度調弁	956		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	受入れ日数（おぐのあかり）	708	1,408	1,896	374	-	平成22年度は6月1日現在
	受入れ日数（スニーカー）	-	-	1,318	244	-	平成22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	タイムケアを必要としている世帯を発掘し、事業を周知していかなければならない。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 世田谷区：平成17年7月～（社会福祉法人委託） 品川区：平成14年4月～、平成17年10月～（ともに特定非営利活動法人委託）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
タイムケアを必要としている世帯を発掘し、当該事業をPRする。	受入人数の増加。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	障がい児等の日中活動の場を確保するために必要である

況（要旨）	
-------	--



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	訪問入浴サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	榎本 誠一	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	訪問入浴サービス事業 (01-03-05)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	障害者自立支援法第77条	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区心身障害者入浴サービス事業要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	家庭において入浴困難な重度の心身障がい者に対し、入浴の機会を提供することにより、障がい者の健康の増進をはかり、もって心身障がい者福祉の向上に資することを目的とする。				
対象者等	下肢または体幹機能障がいに係わる障がい3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。ただし、65歳以上及び40～64歳の特定疾患については介護保険の対象とする。				
内容	<p>入浴サービスは、巡回入浴車を派遣し、浴槽を居宅に搬入したうえでサービスを行う。ただし、利用者の状態で実施できない場合に限り、施設での入浴サービスを実施する。合わせて、利用者の希望により理髪サービスを実施する。（看護師、介助員計3名で対応）</p> <p>入浴サービスは、洗体、洗髪及び洗顔を行う。これらが実施できない場合は清拭で対応する。入浴の実施回数は年間52回（原則週1回実施）、理髪については、年6回</p> <p>利用者負担は入浴サービスについては負担なし、理髪については、1回1,900円の負担</p>				
経過	<p>昭和60年 4月 事業開始（実施回数年間16回）</p> <p>昭和61年 4月 実施回数年18回に増</p> <p>平成元年 4月 実施回数年24回に増</p> <p>平成 4年 4月 支給対象拡大（身体下肢、体幹3級以上、知的2度以上） 実施回数年30回に増</p> <p>平成 6年 4月 実施回数年36回に増</p> <p>平成 8年 4月 感染症対策・理容サービス併用を追加する。</p> <p>平成12年 4月 介護保険対象除外とし利用者負担導入する。</p> <p>平成13年 4月 国・都の補助対象事業にするため荒川たんぼセンターに事業を移行する。</p> <p>平成13年10月 あわせて施設入浴サービスを実施する。</p> <p>平成18年 4月 実施回数年52回に増</p> <p>平成19年 4月 障害者自立支援法による地域支援事業の一事業となる。利用負担額を無料とする。</p>				
必要性	家庭で入浴困難な障がい者が、地域生活する上で、入浴は欠かせない基本的な要素である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指名一般競争入札による。 平成17年度からアースサポート株式会社。施設入浴は対象者がいないため契約未実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	3,881	3,417	2,842	6,156	5,822	5,577	4,984	
決算額（22年度は見込み）	3,123	1,639	2,492	3,345	3,794	3,974	4,984	
人件費		1,293	854	854	1,694	1,222		
【事務分担量】（%）		15	10	10	20	15		
合計（+）	3,123	2,932	3,346	4,199	5,488	5,196	4,984	
国（特定財源）	963	609		1,368	1,356	1,451	2,475	
都（特定財源）	156	409		684	678	725	1,238	
その他（特定財源）								
一般財源	2,004	1,914	3,346	2,147	3,454	3,020	1,271	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	訪問入浴実施回数	289	293	527	557	449	425	477
	登録人数	13	13	15	13	12	10	11

20年度2名入院のため実績減

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	入浴サービス委託料	3,794	入浴サービス委託料	3,974	入浴サービス委託料	4,984

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	延べ入浴利用回数	557	449	425	67	676	22年度は6月1日現在
	登録人数	13	12	10	10	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題） （指標分析）	施設入浴サービスの受託施設の確保。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
ヘルパーの人材確保困難などの情勢の変化が、利用者へのサービス低下を招かないように、実態把握をする。	利用者の声を聞くことで、業者の選定の参考とする。
入浴回数は週1回と定めているが、夏季等に回数を増やして欲しいとの要望も出てきている。季節を限定しての回数増を検討する。	利用者の清潔保持、健康の増進につながる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

（状況） （要旨） （質問）	
----------------------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	手話講習会事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実																
		担当者名	本木 豊光	内線	2681																
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	手話講習会事業費（01-03-06）																				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業																	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	荒川区手話講習会実施要領																	
終期設定	有 無	年度	法令等																		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]																			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]																			
目的	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。																				
対象者等	区内在住又は区内を日常活動の場とする者																				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施。</li> <li>・講師 聴覚障がい者団体及び手話サークルの協力を得て行っている。</li> <li>・受講者 区報等で公募する。</li> <li>・受講料 無料（ただしテキスト代は自己負担）</li> <li>・講習内容 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">初級コース（昼・夜）</td> <td style="width: 10%;">30回</td> <td style="width: 10%;">（1回2時間）</td> <td style="width: 10%;">定員各50名程度</td> </tr> <tr> <td>中級コース（昼・夜）</td> <td>30回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各30名程度</td> </tr> <tr> <td>上級コース（昼・夜）</td> <td>30回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各20名程度</td> </tr> <tr> <td>手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）</td> <td>20回</td> <td>（1回2時間）</td> <td>定員各20名程度</td> </tr> </table> </li> </ul>					初級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各50名程度	中級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各30名程度	上級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各20名程度	手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）	20回	（1回2時間）	定員各20名程度
初級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各50名程度																		
中級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各30名程度																		
上級コース（昼・夜）	30回	（1回2時間）	定員各20名程度																		
手話通訳奉仕員養成コース（昼・夜）	20回	（1回2時間）	定員各20名程度																		
経過	<p>平成10年 4月 副読本を自己負担化。</p> <p>平成11年 4月 テキスト代自己負担化 回数増：上級手話講習会回数増（25回 30回）</p> <p>平成12年 4月 回数増：上級手話講習会回数増（30回 40回）（手話通訳者の育成を図る）</p> <p>平成16年 4月 手話通訳者の育成強化の為、講習コース設定及び内容を見直し、それぞれの講習目的を明確にした。</p> <p>平成20年 4月 手話通訳者の育成を促進するため手話講習会の種別、対象者を変更した。</p> <p>平成21年 4月 初級の謝礼単価を増額した。 （講師：6,000 11,500円、助手：3,000円 5,750円 中級と同額）</p>																				
必要性	聴覚障がい者の福祉の増進を図るために、手話奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。																				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託先】荒川区社会福祉協議会																				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	3,923	3,875	3,875	3,875	4,261	4,997	5,050	
決算額（22年度は見込み）	3,844	3,788	3,809	3,767	4,227	4,996	5,050	
人件費		431	427	427	424	81		
【事務分担量】（%）		5	5	5	5	1		
合計（+）	3,844	4,219	4,236	4,194	4,651	5,077	5,050	
国（特定財源）				1,941	1,486	1,825	2,657	
都（特定財源）	1,922	1,937	1,127	971	743	912	1,328	
その他（特定財源）								
一般財源	1,922	2,282	3,109	1,282	2,422	2,340	1,065	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	初級受講者数（19年度以前は入門）	66	45	93	52	40	59	70
	中級受講者数（19年度以前は初級）	52	44	69	41	28	34	50
	上級受講者数（19年度前降は養成基礎）	44	42	29	34	18	22	30
	通訳養成受講者数（19年度以前は養成応用）	24	17	15	15	8	8	10

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務管理費	4,227	4,996	事業費・事務管理費	4,996	事業費・事務管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	初級・中級コース修了者数	77	49	60	-	-	
	上級・通訳養成コース修了者数	37	24	23	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	・受講生を広く集めるために効果的なPR活動を検討する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
受講生を広く集めるために効果的なPR活動を委託先の荒川区社会福祉協議会と協議する。	手話通訳奉仕員を養成することにより、聴覚障がい者の日常生活の利便性と社会参加の促進に寄与することができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 浅野 剛夫	課長名 内線	山形 実 2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	自動車運転免許取得・改造助成事業費（01-03-07）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱、荒川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。				
対象者等	<b>【運転免許助成】</b> 身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難）の者で次の要件に該当する者。区内に3ヶ月以上居住する、運転免許試験の受験資格を有し、適性試験に合格、前年所得税額が40万円以下 <b>【自動車改造費助成】</b> 身体障害者手帳、上肢、下肢又は体幹機能障がい2級以上で、次の要件に該当する者。 ・18歳以上の区内在住者で、自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある者。 ・本人又は扶養義務者等の前年所得が特別障害者手当所得基準以下の者。				
内容	<b>【運転免許助成】</b> （対象経費）入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費 （助成額） ・実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成 ・前年本人所得税額により限度額設定 所得税非課税 = 164,800円 所得税42,000円以下 = 144,200円 所得税42,001円以上400,000円以内 = 123,600円 ただし限定解除は 20,600円 限定解除 総重量等による限定を解除する場合。持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合 <b>【自動車改造費助成】</b> （対象経費）自動車の操向装置及び駆動装置の改造に要する経費 （助成額）助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）				
経過	<b>【運転免許助成】</b> 平成14年6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。				
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	866	859	849	732	1,102	732	732	
決算額（22年度は見込み）	856	701	684	134	968	682	732	
人件費		431	854	427	847	245		
【事務分担量】（%）		5	10	5	10	10		
合計（+）	856	1,132	1,538	561	1,815	927	732	
国（特定財源）			163	55	323	249	249	
都（特定財源）	334	267	147	27	161	125	125	
その他（特定財源）								
一般財源	522	865	1,228	479	1,331	553	358	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	教習費助成（新規免許）	1	1	1	0	3	2	2
	教習費助成（限定解除）	1	1	0	0	0	0	0
	自動車改造費助成者数	5	4	4	1	4	3	3

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	自動車運転教習費助成	495	自動車運転教習費助成	330	自動車運転教習費助成	330
	自動車改造費助成	473	自動車改造費助成	353	自動車改造費助成	402	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	自動車運転教習助成者数	0人	3人	2人	0人	-	22年度は6月1日現在
	自動車改造費助成者数	1人	4人	3人	0人	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（指標分類）	障がい者就労支援事業の中で、自動車運転免許取得・改造助成事業の活用をすすめる。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） 【自動車運転教習費助成】 都基準上乗せ実施 3区（目黒・渋谷・江戸川） 【自動車改造費助成】 都基準上乗せ実施 3区（中央・目黒・江戸川）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	自動車運転免許取得・改造助成事業について、対象者への周知を図る。	障がい者の生活圏の拡大、就労支援・社会復帰の促進に寄与できる。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

状況（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	平田 直子	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害福祉サービス利用者負担軽減費（01-04-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障害者自立支援法・同施行規則・同施行細則	
終期設定	有 無	21 年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障害者自立支援法で定められている利用者負担金について減免策を講じ、障害福祉サービスの利用による家計への負担を軽減する。 利用者負担及び食費軽減については、法施行前には利用者負担のなかったもの又は少額であったものについて、負担額の激変緩和策として行う。月額上限額の半額化については、障がい者重度であるサービス量が多く、利用者負担も高額となるためその負担軽減として行う。				
対象者等	障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）受給及び利用者区独自軽減については在宅サービス対象				
内容	<b>【国制度】 対象区分：</b> 生保...、低所得1...、低所得2...、一般（一部）... 高額障害福祉サービス費 ... 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合、利用者負担上限額の合算を超えた部分を高額障害福祉サービス費として支給し負担が増加しないようにする。 特定入所者特別給付費 ..... 定率負担とは別に実費負担となる、施設入所者の光熱水費及び食費について、一定の金額を利用者に残すために特別給付費を支給する。 利用者負担上限額軽減 ..... 一定の条件を満たす通所・居宅サービス利用者の上限額を軽減する。  <b>【区制度】 対象区分：</b> 生保...、低所得1...、低所得2...、一般（一部）... 利用者負担軽減 ..... 在宅サービス（居宅介護系、短期入所、デイサービス、通所施設）の利用者負担割合を10%から3%とする。 通所施設食費軽減 ..... 通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。また、区外施設については事業者に対し補助あるいは本人に対し精算払いとする。 月額上限額の半額化 ... 国制度 の適用を受けない利用者の月額上限額を半額とする。については平成22年度も継続する。なお、については恒久的措置である。				
経過	平成18年 4月 軽減事業開始 平成19年 4月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/4になる。 平成20年 7月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/8になる。 平成21年 7月 【国制度】所得判定の基準が世帯から本人となる。 平成22年 4月 【国制度】低所得1・2の上限額が無料となる。合わせて都制度が終了。				
必要性	旧支援費制度では大多数（約95%）が利用者負担なしとなっていたため、障害者自立支援法下においては、急激な負担増となる。また、障がい者重度で多くの福祉サービスを必要とする障がい者ほど、利用者負担が多額となってしまったため、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <b>【資格決定】</b> 支給決定とあわせて審査し、決定する。 <b>【支払】</b> 事業所からの代理請求・代理受領にて障害福祉サービス費と合算して支払う。 居宅介護系事業のみ国保連に支払委託。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額			16,868	22,116	23,946	4,572	1,622	
決算額（22年度は見込み）			13,938	6,176	4,726	3,035	1,622	
人件費			2,562	2,562	2,541	814		
【事務分担量】（%）			30	30	30	10		
合計（+）	0	0	16,500	8,738	7,267	3,849	1,622	
国（特定財源）								
都（特定財源）			4,141	488	361	312	162	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	12,359	8,250	6,906	3,537	1,460	
実績の推移								
	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利用者負担軽減対象者数			245名	245名	159名	166名	141名

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	利用者負担軽減	4,726		利用者負担軽減	3,035	利用者負担軽減
貸付金	貸付金	0					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用者負担軽減対象者数	245	159	166	141	-	居宅系サービスの支給決定者数 22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>制度改正・障害者自立支援法の改正への対応。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）</p> <p>区独自については、食費軽減、利用者負担割合軽減、サービス間での利用負担の合算化、その他の4つの組み合わせから行われている。 なお、渋谷区については、非課税世帯の無料化に伴い制度終了。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	<p>度重なる制度の見直しの影響を勘案するとともに、障害者自立支援法の改正等を踏まえた上での軽減策の検討。</p>	<p>在宅で生活する障がい者の不安解消。 安定的な地域生活の確保。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	安定したサービス利用のため重要な事業である

議（要旨）	
-------	--



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	難病ホームヘルパー派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2 6 9 1
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	難病ホームヘルパー派遣事業費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度	根拠	平成8年厚生省保健医療局長通知 荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	難病患者等が地域で療養するため、以下の事業を実施する。 難病患者ホームヘルプ ホームヘルパーを派遣し、家事などの日常生活を営むのに必要なサービスを行う。 難病相談室 荒川区医師会主催の難病相談室に協力参加し保健福祉相談を受け、療養生活の質の向上を図る。				
対象者等	日常生活を営むのに支障があって、介護保険制度、自立支援法等のサービスが受けられない者。 平成14、15、16、17、18年度実績なし。 平成19年度1名、平成20年度2名、平成21年度1名、平成22年度1名（平成22年6月1日現在） 相談室来所者				
内容	難病患者ホームヘルプ （利用方法）申請受付 調査 プラン作成 派遣決定 ヘルパー派遣 モニタリング （サービス内容）家事援助 ・ 身体介護 等 （自己負担額）生計中心者の所得により1時間当たり0円～950円（～ 階層）  難病相談室 毎月1回土曜日の午後実施 会場：医師会館 周知：区報や医療機関 問診：保健師 診察：専門医 療養相談：保健師 福祉相談：ケースワーカー				
経過	昭和60年 5月 医師会主催の難病相談室を毎月1回医師会館で開始 保健師、ケースワーカー参加。 平成14年 4月 難病患者への派遣事業開始。19年6月現在実績無し。 平成14年10月 荒川区精神障がい者居宅介護等事業運営要綱策定。平成15年4月本格実施。 精神障がい者ヘルパー養成研修修了者数（14年-28名 15年-26名 16年-23名 17年-19名） 精神障がい者ヘルパーステップアップ研修修了者数（15年-20名 16年-13名） 平成18年 4月 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修は廃止されたが、区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施。（修了者数18年-20名 19年-24名） 平成20年度 精神障がい者ヘルパーステップアップ研修を、精神保健福祉事業費へ組替え				
必要性	難病患者の自立と社会参加の促進を図る上で必要である。				
実施方法	（一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 難病患者ホームヘルプ 事業委託方式。居宅介護事業者と契約しヘルパーを派遣する。 難病相談室 医師会からの依頼を受けて、難病相談室への協力参加。				

19年度までは精神HH研修を含む予算・決算。

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	4,433	5,649	897	507	1,288	1,840	2,142	
決算額（22年度は見込み）	2,852	2,858	81	332	879	1,243	2,142	
人件費	/	0	0	2,989	1,101	245	/	
【事務分担量】（%）	/	0	0	35	13	10	/	
合計（+）	2,852	2,858	81	3,321	1,980	1,488	2,142	
国（特定財源）				126	439	584	963	
都（特定財源）				63	219	292	482	
その他（特定財源）				0	0			
一般財源	2,852	2,858	81	3,132	1,322	612	697	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	難病ホームヘルプ（人）	0	0	0	1	2	1	1
	難病相談室（人）	30	27	26	26	26	24	30

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	委託費	1,244	1,244	委託費	1,243	委託費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	利用者実人員	1	2	1	1	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>・ 難病のホームヘルプの認知度が低い。</p>
他区の実況	<p>（実施 20 区 未実施 2 区）</p> <p>未実施（中央区、文京区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>難病のホームヘルプの認知度を上げるため、窓口来庁者へのPRや、区報等でのPRを行う。</p>	<p>認知度が上がることによる、利用者の増。</p>
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	重度脳性麻ひ者介護人派遣事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	浅野 剛夫	<b>内線</b>	2691
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費（01-05-02）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	60 年度	<b>根拠</b>	荒川区重度脳性麻痺者介護人派遣事業運営要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	(平成9年10月1日から適用)	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	重度の脳性麻ひ者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻ひ者の福祉の増進を図ることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性麻ひ者で、単独で屋外活動をするのが困難な者。 自立支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）、身体及び知的障害者福祉法における施設訓練等支援費の支給決定又は介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスを受けている場合は利用不可。（ただし、平成15年3月31日現在本事業の継続利用者で区長がやむを得ないと認めるものに限利用可）				
<b>内容</b>	<p>【介護人】対象者の推薦による家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定</p> <p>【派遣回数】月12回以内</p> <p>【単価】6,560円/回（自己負担なし）</p> <p>【介護内容】外出介助等</p> <p>【利用方法】申請 審査・認定 登録者名簿へ記載（年度更新） 介護券発行（毎月末に障がい者宛てに送付） 請求（翌月10日までに、介護人が介護券を添付して請求）・手当支払</p> <p style="text-align: center;">東京都重度心身障害者手当（6万円/月）との併給可</p>				
<b>経過</b>	昭和60年 平成9年10月 平成15年4月 平成16年7月	全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業） 全身性障がい者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単独要綱（区）として事業実施（都10/10補助事業） 継続利用者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止 介護人を家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスとの併給禁止			
<b>必要性</b>	重度の脳性麻ひ者を介護し、生活圏の拡大を図るため必要である。				
<b>実施方法</b>	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	11,525	11,336	11,336	10,392	8,502	6,613	6,613	
決算額（22年度は見込み）	10,548	11,309	9,446	7,478	6,612	6,298	1,889	
人件費		788	1,014	756	254	245		
【事務分担量】（%）		20	23	16	13	10		
合計（+）	10,548	12,097	10,460	8,234	6,866	6,543	1,889	
国（特定財源）								
都（特定財源）	10,548	11,309	9,446	7,478	6,612	6,297	1,889	
その他（特定財源）								
一般財源	0	788	1,014	756	254	246	0	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	利用実人数	13	12	12	9	7	7	2

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	介護人謝礼	6,612	6,298	介護人謝礼	6,298	介護人謝礼

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	利用実人数	9	7	7	2	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>重度脳性麻痺者介護人派遣事業と、自立支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）の併用ができないため、いずれかを選択する必要がある。</p> <p>今後、利用者の障がい程度や家族の高齢化の進行を考慮して、家族介護から介護の社会化を検討していく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 0 区）</p> <p>金額加算 2区（北・練馬） 回数増 1区（練馬）</p> <p>年齢引き下げ 2区（豊島・江戸川）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>自立支援法に基づく、居宅介護サービスへの移行を進める。</p>	<p>家族介護から事業者への介護に移行することにより、家族の負担が軽減され障がい者の自立の促進が期待される。</p>
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	留守番看護師派遣事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	寺澤 望	<b>内線</b>	2687
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	留守番看護師派遣事業費（01-05-03）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	51 年度	<b>根拠</b>	荒川区心身障害(児)介護人派遣事業実施要綱・荒川区重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業実施要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	在宅で、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図る。				
<b>対象者等</b>	区内の住所を有する在宅生活者で、次のすべての要件を満たす者 18歳未満の時点で愛の手帳（1度又は2度）を取得した者 18歳未満の時点で身体障害者手帳（下肢機能障がい又は体幹機能障がいの1級～2級）を取得した者 これらと同等の障がいを有する者 医療行為（吸引・吸入・経管栄養・胃ろう・摘便等）を必要とする者				
<b>内容</b>	<p>【内 容】看護師が対象者の自宅を訪問して、医師の指示書に基づき、介護者に代わり看護及び医療行為を行う。</p> <p>【利用決定】申請書に基づき区で利用決定を行う。決定期間は1年間。</p> <p>【派遣回数】月2回（1～2人体制）</p> <p>【基本時間】1回あたり3時間以内（時間帯は午前9時～午後5時）</p> <p>【自己負担】無料</p> <p>【単価/回】[正看護師]26,600円 [准看護師]23,940円（介護保険を横引し正看護師の9割）</p> <p>【研 修 会】看護師のステップアップを図ることにより、本事業を安定的に実施するため、区内及び近隣区の訪問看護事業所を対象に研修会を実施。</p> <p>緊急一時介護人派遣事業 介護者が疾病等の事由で介護困難となった場合に介護人を派遣する。緊急一時保護及び居宅介護サービスとの併用は不可であり、平成19年度には利用者のすべてが居宅介護サービスに移行。</p>				
<b>経過</b>	平成21年 10月 留守番看護師派遣開始 平成22年 4月 留守番看護師派遣事業者意見交換会開催				
<b>必要性</b>	緊急一時保護寮では対応できないケース（就学前の障がい児、満床時等）に対応するため、また、短期入所ができる施設等が少ないこと等による主介護者の負担の軽減のため、必要性が高い。				
<b>実施方法</b>	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区内及び近隣区の訪問看護事業所と委託契約を交わし、利用決定者の自宅に留守番看護師を派遣する介護と引き換えに介護人が介護券を受け取り、翌月10日までに介護券を添付して請求する				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	1,704	1,837	2,810	363	1,179	4,859	7,343	
決算額（22年度は見込み）	1,703	1,836	599	0	0	535	7,343	
人件費		788	956	122	1,016	407		
【事務分担量】（%）		20	22	5	12	5		
合計（+）	1,703	2,624	1,555	122	1,016	942	7,343	
国（特定財源）								
都（特定財源）						863	7,342	
その他（特定財源）								
一般財源	1,703	2,624	1,555	122	1,016	79	1	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	留守番看護師実利用者数	-	-	-	-	0	3	6
	留守番看護師利用日数	-	-	-	-	0	17	126
	介護人利用者数	12	10	4	0	0	0	-

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			研修会	46	研修会等	59
	役務費			指示書・意見書	36	指示書・意見書	133
	委託料			留守番看護師	453	留守番看護師	7,151

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	介護人全日利用数 (うち半日利用)	0	0	0	-	-	22年度は6月1日現在
	留守番看護師実利用者数	-	0	3	3	9	22年度は6月1日現在
	留守番看護師利用日数	-	0	17	7	152	22年度は6月1日現在

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営にあたり、委託先である訪問看護事業所と連携を取り、派遣開始後に発生した問題等について、適宜対応していく必要がある。</li> <li>・利用者が安心して利用できる体制を構築、整備する必要がある。</li> </ul>
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 22 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
緊急事態や派遣開始後に発生した問題については随時対応し、内容について記録を取り、解決策を検討する。	今後の安定的な事業運営に生かすことができる。
利用対象者に比べ、実際に利用している方が少ないため、今まで以上に広報活動を行う。	利用が増えることで、事業が活発化し、参入事業者が増え、より利用しやすい環境になる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	重症心身障がい児者とその家族の安定した地域生活を確保するため重要な事業である

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	補装具費支給事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	大口 翔平	<b>内線</b>	2682
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	補装具費支給事業（06-05-24）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	24 年度	<b>根拠</b>	障害者自立支援法第76条、荒川区補装具の代理	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	受領に係わる補装具業者の登録等に関する要綱	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	身体障がい者（児）の失われた機能を補うため、その障がい部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。				
<b>対象者等</b>	身体障害者手帳所持者 障がいの部位により、交付対象は異なる。				
<b>内容</b>	<p><b>【補装具の種類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者 ... 盲人安全つえ、義眼、眼鏡</li> <li>・聴覚障がい者 ... 補聴器</li> <li>・肢体不自由者 ... 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等</li> </ul> <p><b>【支給方法】</b> 身体障がい者等からの申請に基づき、給付種目の給付にかかる費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行う。本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。</p> <p><b>【利用者負担】</b> 原則1割負担。世帯の課税状況、本人の収入状況により利用者負担上限額の設定あり。</p>				
<b>経過</b>	昭和24年	事業開始			
	平成15年 4月	自己負担金助成制度廃止			
	平成18年 1月	利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）			
	平成18年10月	障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行し品目整理を行った。 日常生活用具より移行...重度障害者用意思伝達装置 日常生活用具へ移行...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具			
	平成22年 4月	利用者負担上限改定（低所得1:15,000円及び低所得2:24,600円が0円となる。）			
<b>必要性</b>	障害者自立支援法に規定されており、障がいにより失われた機能を補うものとして補装具は必要であり、必要性は高い。				
<b>実施方法</b>	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				
	【決定・支払】直営 【製作・修理】業者委託				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		予算額	54,050	56,147	56,380	33,545	35,737	37,541
	決算額（22年度は見込み）	53,647	56,146	54,184	33,545	30,868	39,262	38,586
	人件費	/	948	1,708	1,281	2,965	1,222	/
	【事務分担量】（%）	/	11	20	15	35	15	/
	合計（+）	53,647	57,094	55,892	34,826	33,833	40,484	38,586
	国（特定財源）	29,274	28,102	33,526	19,566	17,542	18,770	19,292
	都（特定財源）			2,242	9,783	8,771	9,386	9,646
	その他（特定財源）							
	一般財源	24,373	28,992	20,124	5,477	7,520	12,328	9,648
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	交付件数	2,681	2,785	1,798	263	331	394	291
	修理件数	316	219	115	145	162	132	145

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	成人分	19,070	成人分	26,589	成人分	24,386
	児童分	11,798	児童分	12,673	児童分	14,200	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	補装具交付件数	263	331	298	48	-	22年度は6月1日現在
	補装具修理件数	145	162	144	28	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	利用者負担上限改正による公費負担の推移の予測が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
現在までの実績等から、今後の公費負担の推移を予測する。	予算作成をより円滑に行うことができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	理美容サービス事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	浅野 剛夫	<b>内線</b>	2691
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	理美容サービス事業費 (01-07-01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（ 22年度 21年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	61 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	理容店、美容店で理容又は美容を受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣して理容又は美容サービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。				
<b>対象者等</b>	区内在住で以下の手帳を持ち、常時臥床状態の65歳未満の者(所得制限なし) 身体障害者手帳1・2級(但し下肢・体幹にかかる障害) 愛の手帳1・2度 ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。				
<b>内容</b>	<b>【利用方法】</b> 対象者の認定は区が行い、その都度(福)荒川区社会福祉協議会に連絡する。 <b>【実施内容】</b> 社会福祉協議会は以下の基準(認定月)で対象者に理美容券を交付し、使用分を理美容組合に支払う。 <交付枚数> 年間6枚、ただし6月以降は2月に1枚の割合で減ずる。 <b>【単 価】</b> 4,850円 <b>【自己負担】</b> 理美容サービスを受けた者は料金の一部を業者に支払う。 (住民税が課税されている者 1,900円、 住民税が非課税の者 950円)				
<b>経過</b>	平成11年4月	対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。			
	平成12年4月	自己負担金導入			
	平成13年4月	理容サービスに美容サービスを加えた。			
<b>必要性</b>	理美容店を訪れることが困難な、常時臥床状態の重度の心身障がい者が、その生活環境を、維持・向上させる上で必要である。				
<b>実施方法</b>	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	(福)荒川区社会福祉協議会に委託し実施				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	898	826	723	736	709	704	628	
決算額(22年度は見込み)	815	777	710	730	607	585	628	
人件費		862	427	427	847	245		
【事務分担量】(%)		10	5	5	10	10		
合計(+)	815	1,639	1,137	1,157	1,454	830	628	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	815	1,639	1,137	1,157	1,454	830	628	
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>							
	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>	
理美容券支給者数	45	39	36	35	31	30	31	
利用回数	171	168	156	160	130	174	138	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理費	607	607	事業費・事務費・管理費	585	事業費・事務費・管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	理美容券支給者数	35人	31人	30人	28人	-	22年度は6月1日現在
	利用枚数	160枚	130枚	174枚	0枚	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	当該事業を、必要な人に周知徹底する必要がある。
他区の実況	（実施 20 区                      未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
相談支援業務の中で、当事業を、重度障がい者の日常生活を支える支援策のひとつとして、対象者へ周知徹底する。	重度障がい者の健康で安全な地域生活を確保できる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	寝具乾燥消毒事業（01-07-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	寝たきり状態にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。				
対象者等	区内在住、65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を所持し、常時寝たきり等で寝具の洗濯乾燥が困難な者。				
内容	<p>【実施方法】</p> <p>利用者は区に対し申請する。                  区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。                  委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担）                  寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。</p> <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具乾燥消毒 ... 年間11回</li> <li>・寝具水洗い ... 年間1回</li> </ul>				
経過	昭和59年4月 対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 平成4年4月 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 平成12年4月 対象者の年齢制限、費用負担導入 平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止				
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 業者委託にて実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	183	173	217	440	329	304	247	
決算額（22年度は見込み）	183	134	165	215	221	221	247	
人件費		292	290	549	1,271	245		
【事務分担量】（%）		7	7	10	20	10		
合計（+）	183	426	455	764	1,492	466	247	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	183	426	455	764	1,492	466	247	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利用実人数	12	11	10	8	6	7	7
	乾燥実施回数	106	85	70	106	98	85	88
	水洗実施回数	11	8	8	7	6	6	6

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	寝具乾燥消毒	157	寝具乾燥消毒	155	寝具乾燥消毒
	寝具洗濯	64	寝具洗濯	66	寝具洗濯	66	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	登録者数	9人	9人	7人	7人	-	22年度は6月1日現在
	実施回数（消毒乾燥）	106回	98回	85回	10回	-	22年度は6月1日現在
	実施回数（水洗い）	7人	6人	6人	0人	-	22年度は6月1日現在

（問題点・課題） （指標分析）	区の仕様書に見合った寝具洗濯乾燥消毒事業を受託できるクリーニング業務登録事業者が少ない。						
	他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区）					

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
寝具洗濯乾燥消毒事業実施周辺区や同種事業実施事業所より、受託事業者情報の収集を行う。	利用者の健康保持を図る日常生活援助事業の安定的な執行が可能となる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成21年度）

No1

<b>事務事業名</b>	配食サービス事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	大河内 裕衣	<b>内線</b>	2683
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	配食サービス事業費 (01-07-03)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	7 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。				
<b>対象者等</b>	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。 身体障害者手帳 上肢、体幹又は視覚障がい1～2級 栄養補給が十分ではない者				
<b>内容</b>	<b>【回数】</b> 週あたり1～7回 昼食のみ <b>【事務の流れ】</b> 利用希望者より利用申請 区により審査・決定 配食業者に対し連絡 配食業者より決定者に対し配食				
<b>経過</b>	平成9年4月 対象拡大（65歳未満のひとり暮らし障がい者 障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯） 回数増：週2回限度 週3回限度 平成12年4月 所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成13年4月 一部の地域を配食業者に委託 平成14年4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年4月 自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする 事業者は1食あたり750～950円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる 回数増：週3回限度 週5回限度 平成18年4月 事業者は1食あたり750～1,000円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる 回数増：週5回限度 週7回限度				
<b>必要性</b>	自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会における自立生活を支える。				
<b>実施方法</b>	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <b>【委託業務名】</b> 障害者配食見守りサービス事業業務委託 <b>【委託業務先】</b> (有)北畔、食事処しむら、(株)NRE大増、(株)ソアライフカリエト、タイ(株)、NPO荒川ケアサポートひだまり ケー・I・I(有)（新規）、花よりだんご（新規）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	397	367	422	361	491	535	393
	決算額（22年度は見込み）	397	343	397	439	382	364	393
	人件費		86	85	427	1,271	81	
	【事務分担当】（%）		1	1	5	15	1	
	合計（+）	397	429	482	866	1,653	445	393
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	397	429	482	866	1,653	445	393	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	対象者数	13	12	16	16	15	15	18
	食数	1,108	979	1,134	1,257	1,090	1,041	1,121

# 事務事業分析シート（平成21年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	業者委託（単価契約）	382	業者委託（単価契約）	364	業者委託（単価契約）	393

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
対象者数		16人	15	15人	15人	0	22年度は6月1日現在
食数		1257食	1090食	1041食	184食	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>・対象者の見直しを図ると共に、高齢者福祉課との事業調整を検討する必要がある。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 18 区                      未実施 4 区）</p> <p>実施：千代田（高齢者、障害者）、港（高齢者、障害者）、世田谷（高齢者、障害者）、太田（高齢者、障害者）、渋谷（高齢者、障害者）、豊島（高齢者等）、板橋（高齢者、障害者）、葛飾（高齢者）、江戸川（高齢者等）、足立（高齢者等）、台東（高齢者、障害者）、文京（高齢者）、中央（高齢者）、江東（高齢者）、新宿（高齢者）、品川（高齢者）、練馬（高齢者）、杉並（高齢者）</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	高齢者福祉課においても同額負担の配食サービスがあるので65歳以上の利用者を移行させる。	行政としての事業整備をする。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	15年一定 「委託事業者及び調理方法等について」
--------	--------------------------

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	福祉電話事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	福祉電話事業費（01-07-04）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	57 年度	根拠	荒川区重度身体障害者(児)日常生活用具給付等要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区重度身体障害者(児)家庭電話等利用助成実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	聴覚障がい者又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の使用料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。				
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の聴覚障がい者又は外出困難な者を有する世帯。				
内容	<p><b>【実施方法】</b></p> <p>(1)自己所有の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。 (年1回利用者からNTTから届いた請求書の写しを確認。) 助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。</p> <p>(2)貸与の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。</p> <p><b>【助成限度額】（1月あたり）</b></p> <p>回線使用料 1,700円 配線使用料 60円 機器使用料 230円 付加使用料 シルバーホン100円、フラッシュベル100円 及び上記にかかる消費税5%を含む。（限度額を超えた分は自己負担となる）</p>				
経過	昭和57年 4月 事業開始（回線、配線、機器、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止				
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成することにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		1,704	1,521	1,991	2,088	1,301	1,312	1,252
決算額（22年度は見込み）		1,228	1,128	1,104	1,132	1,107	998	1,252
人件費			649	648	915	912	367	
【事務分担量】（%）			22	22	25	25	15	
合計（+）		1,228	1,777	1,752	2,047	2,019	1,365	1,252
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		88	75	66	59	58	40	50
一般財源		1,140	1,702	1,686	1,988	1,961	1,325	1,202
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	電話助成世帯数（貸与）	15	15	13	14	14	13	12
	電話助成世帯数（自己所有）	36	31	31	34	34	32	32

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	12	役務費	貸与分	375	貸与分	350	貸与分
19	負担金補助及び交付金	自己所有分	732	自己所有分	648	自己所有分	828

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	助成世帯数（貸与）	14世帯	14世帯	13世帯	12世帯	-	各年度末世帯数 (22年度は6月1日現在)
	助成世帯数（自己所有）	34世帯	34世帯	32世帯	27世帯	-	各年度末世帯数 (22年度は6月1日現在)

(問題点・課題分析)	時代のニーズに即して他事業に代わるものがあれば見直す必要がある。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 実施区については、貸与及び自己所有の基本料助成から、設置料のみの助成まで多様である。 未実施：港区・葛飾区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	緊急通報システム事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	渡邊 健太	<b>内線</b>	2682
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	緊急通報システム事業費（01-07-05）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	3 年度	<b>根拠</b>	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱、同民間緊急通報システム事業実施要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	ひとり暮らし等の重度身体障がい者が家庭内で病気、事故等の緊急事態に陥った場合に、緊急通報システムを用いて消防庁、民間受信センター等の関係機関に通報し、速やかに援助を行うことで、重度身体障がい者の生活の安全の確保及び福祉の増進を図る。				
<b>対象者等</b>	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）				
<b>内容</b>	ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する。緊急通報システムの方式には、消防署直通方式と民間事業者方式がある。 消防署直通方式 【実施内容】 利用者の緊急通報を受け、消防署は利用者及び協力員（原則3名）に安否確認をし、利用者宅へ救助に向かう 【利用方法】 利用者が区へ申請 区が決定 区から消防庁に登録申請 消防庁が決定 区が設置先名簿を事業者へ送付 区が消防署長へ設置計画書を提出 事業者が設置工事 【利用者負担】 新規取り付け時に機器の買い取り価格を上限として算出（課税状況、課税額による。ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料） 【協力員への謝礼】 毎年1月1日の時点での継続活動期間が、 6月以上の協力員：年間6,000円相当のお買物券を支給 6月未満の協力員：年間3,000円相当のお買物券を支給				
	民間事業者方式 【実施内容】 利用者の緊急通報を受け、民間事業者は利用者に安否確認をし、専門の警備員及び消防署に救助を依頼する 【利用方法】 利用者が区へ申請 区が決定 事業者が消防庁に登録申請 消防庁が決定 事業者が利用者と利用契約締結 事業者が利用者宅に機器設置 【利用者負担】 毎月のレンタル料の3%（ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）				
<b>経過</b>	平成3年4月	事業開始			
	平成13年4月	協力員活動費1,000円（現金）/月 500円（区内共通お買物券）/月へ変更			
	平成18年4月	緊急通報システム新規設置者自己負担金導入			
	平成20年4月	火災安全システム導入			
	平成22年4月	民間事業者方式を導入			
<b>必要性</b>	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保する上で必要である。				
<b>実施方法</b>	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	【委託業務名(委託先)】 消防署直通方式：緊急通報システム委託(岩通販売株式会社) 民間事業者方式：民間緊急通報システム業務委託(上陽テクノ株式会社 足立営業所)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	959	1,063	1,046	863	866	737	640	
決算額(22年度は見込み)	782	732	584	687	563	606	640	
人件費		431	854	512	0	570		
【事務分担量】(%)		5	10	6	0	7		
合計(+)	782	1,163	1,438	1,199	563	1,176	640	
国(特定財源)								
都(特定財源)	395	112	160	139	139	89	101	
その他(特定財源)								
一般財源	387	1,051	1,278	1,060	424	1,087	539	
実績の推移	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	緊急システム施設台数	19	19	19	19	19	18	18
	協力員数	27	23	23	25	23	22	22

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	緊急通報協力員謝礼	138	緊急通報協力員謝礼	132	緊急通報協力員謝礼	113
	消耗品	4	消耗品	29			
委託料	緊急通報システム委託	421	緊急通報システム委託	445	緊急通報システム委託	527	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	緊急通報システム設置台数	19	19	18	17	20	22年度は6月1日現在
	謝礼対象協力員数	25	23	22	21	0	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京消防庁の受信体制変更のため、平成26年度末までに通報機の更新が必要である。</li> <li>・現在消防署直通方式で利用している障がい者の機器移行の時期までに、民間事業者方式の周知を図る必要がある。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区                      未実施                      区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成26年度末までに、システムを民間事業者方式へ移行する	協力員を探す負担を減らし、緊急通報システムを利用しやすくなる
機器更新を迎える利用者に、民間事業者方式の周知をする	方式変更後も、問題なくシステムを利用できる
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	障がい者紙おむつ購入助成事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	浅野 剛夫	<b>内線</b>	2691
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	障害者紙おむつ購入助成事業（01-07-06）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	2 年度	<b>根拠</b>	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、介護者の労力及び経済的負担を軽減し、もって福祉の向上に資することを目的とする。				
<b>対象者等</b>	区内在住、3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。日常生活用具のおむつ受給者および生保受給者は対象外となる。				
<b>内容</b>	<p>受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。</p> <p>入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者 「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者</p> <p><b>【紙おむつ購入券】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替え、区は購入券に基づき業者に支払う。</li> <li>限度額を月額10,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。</li> </ul> <p><b>【おむつ代助成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>購入した領収書に基づき助成する。</li> <li>限度額は月額10,000円。但し1割を自己負担とすることから実際の助成金限度額は9,000円となる。</li> </ul>				
<b>経過</b>	平成4年4月	所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）			
	平成12年4月	現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入（ただし、経過措置として平成16年度まで自己負担3%）			
	平成14年4月	業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付			
	平成15年4月	65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続			
	平成17年4月	自己負担割合3%の経過措置廃止			
<b>必要性</b>	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。				
<b>実施方法</b>	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <b>【直営分】</b> おむつ代助成について、常勤職員が審査・支払 <b>【一部委託分】</b> 委託先 荒川薬業協同組合（64事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（9事業者）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		12,547	12,992	14,490	15,746	17,259	16,592	15,303
決算額（22年度は見込み）		12,547	12,992	14,344	14,971	15,055	15,666	15,303
人件費			1,240	1,230	1,098	1,694	367	
【事務分担量】（%）			18	18	20	30	15	
合計（+）		12,547	14,232	15,574	16,069	16,749	16,033	15,303
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		12,547	14,232	15,574	16,069	16,749	16,033	15,303
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	おむつ購入券使用枚数	5,932	5,932	6,368	6,728	6,948	6,987	6,750
	おむつ購入券対象者延数	1,530	1,599	1,725	1,776	1,872	1,432	1,803
	おむつ代助成対象者延件数	250	277	343	356	304	359	379

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	おむつ購入券	12,506	おむつ購入券	12,576	おむつ購入券	12,150
	おむつ代助成	2,549	おむつ代助成	3,090	おむつ代助成	3,153	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	購入券対象者数	148人	156人	152人	153人	-	22年度は6月1日現在
	おむつ代助成対象者数	37人	34人	35人	34人	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 21 区                      未実施 1 区） 現物給付 17区                      現金助成 15区                      購入券等給付 3区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	住宅設備改善給付事業費	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	大河内 裕衣	<b>内線</b>	2683
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	住宅設備改善給付事業費（01-07-07）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	60 年度	<b>根拠</b>	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱・同要領	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。				
<b>対象者等</b>	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。				
<b>内容</b>	<p><b>【給付種目及び基準額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模住宅改修 基準額 641,000円</li> <li>・屋内移動設備（機器本体） 基準額 979,000円</li> <li>・屋内移動設備（設置費） 基準額 353,000円</li> <li>・階段昇降機（直線） 基準額 700,000円</li> <li>・階段昇降機（曲線） 基準額 1,483,000円</li> </ul> <p><b>【給付方法】</b> 障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。</p> <p><b>【利用者負担】</b> 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
<b>経過</b>	<p>昭和60年 事業開始</p> <p>平成14年 4月 浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化</p> <p>平成17年 4月 高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化</p> <p>平成18年10月 自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円 0円）</p>				
<b>必要性</b>	障がい者（児）の在宅生活に必要不可欠な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。				
<b>実施方法</b>	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p><b>【決定・支払】</b>直営 <b>【住宅改修】</b>業者委託</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	6,805	14,701	15,741	10,847	6,334	3,040	5,416	
決算額（22年度は見込み）	4,700	10,302	3,470	1,840	4,895	3,040	5,416	
人件費		862	854	427	1,694	244		
<b>【事務分担当量】（%）</b>		10	10	5	20	3		
合計（+）	4,700	11,164	4,324	2,267	6,589	3,284	5,416	
国（特定財源）								
都（特定財源）	460	1,251	0	0	640	665	576	
その他（特定財源）								
一般財源	4,240	9,913	4,324	2,267	5,949	2,619	4,840	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	小規模改修	5	9	3				
	中規模改修	3	5	1	2	2	0	1
	屋内移動設備	0	0	0	0	0	2	1
	階段昇降機（直線）	1	1	4	1	1	1	1
	階段昇降機（曲線）	1	3	0	0	2	1	1

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
扶助費	中規模改修		1,282	中規模改修	0	中規模改修	1,152
	階段昇降機（直線）		666	階段昇降機（直線）	654	階段昇降機（直線）	1,314
	階段昇降機（曲線）		2,947	階段昇降機（曲線）	1,453	階段昇降機（曲線）	2,950
	屋内移動設備		0	屋内移動設備	933		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	給付件数・児童分	0	0	1	0	-	22年度は6月1日現在
	給付件数・成人分	3	5	3	1	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	給付種目の基準額は他区と比べて中程度であるが、これが適正であるかどうか見直す必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
給付種目の基準額の見直し。	適正な基準額を設定することにより、公平な給付をすることができる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	福祉タクシー事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大口 翔平	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	福祉タクシー事業（01-08-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	荒川区福祉タクシー事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	重度の知的障がい者、歩行困難な身体障がい者及び外出に支障のある上肢障がい者に対し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を提供する。				
対象者等	区内在住で、次の身体障害者手帳又は愛の手帳を所持する者（）内はH22.4時点の決定者数2,602人 下肢・体幹機能障がい者1～3級（1,169人） 視覚障がい者1・2級（219人） 内部障がい者1～3級（1,102人） 上肢機能障がい者1級（10人） 愛の手帳1・2度（102人） 施設・特養等入所者は除く 所得制限：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下				
内容	<b>【利用方法】</b> あらかじめ区が業務委託契約を締結したタクシー会社を利用する。（平成22年6月現在119社） 申請（申請書は、対象者に毎年送付する） 所得審査 交付決定 乗降車地域：23区内 受益者負担：なし <b>【交付内容】</b> 申請月により交付される福祉タクシー券の冊数は異なる。（年最高額40,800円） 4～6月：4冊 7～9月：3冊 10～12月：2冊 1～3月：1冊 1冊（10,200円）… 500円券×15枚 + 100円券×27枚 <b>【支払及び事務手数料】</b> タクシー会社からの請求に基づき、使用済みタクシー券の額面表示額の合計及び事務手数料を支払う。				
経過	昭和57年 4月 支給対象者拡大（内部障がい者1級、知的障がい者2度以上） 平成 3年 4月 区発行タクシー利用券から業者発行クーポン券に改め、乗降車区域を都内とする。 平成 5年 4月 年最高36,000円のクーポン券を40,800円（3,400円/月）に変更。 平成 6年 4月 支給対象者拡大（上肢機能障がい者1級） 平成10年 4月 所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入。 平成11年 4月 業者発行クーポン券を区発行タクシー利用券に改め、乗降車区域を23区内とする。 事務手数料を8%とする。（平成12年：5%、平成13年～：3%） 平成14年 4月 前年の偽造券発見（荒川区）により、偽造防止タクシー券を発行。 平成16年 4月 前年の不正利用発覚（他区）により、防止策として本人の氏名記載と手帳提示を義務化。 平成18年 4月 牽制効果があったため、券への氏名記載をなくす。 平成20年 6月 金券ショップでの転売発覚。7月よりタクシー券にナンバリングをし、交付管理を実施。 平成21年 4月 不正防止策として全券面にカナ氏名と交付番号を印字 平成22年 4月 肝臓機能障がい者が交付対象となる。				
必要性	一般の公共交通機関を利用することが困難な障がい者が、日常生活を円滑に送り、生活圏の拡大を図るためには、柔軟な対応が可能なタクシーでの移動が不可欠である。福祉タクシー券を交付することでタクシーを利用しやすくなることから、必要性は高い。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <b>【タクシー業務委託先】</b> 東京都個人タクシー協同組合 他101社（うち区内7社、車椅子対応37社）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		予算額	99,241	99,938	100,706	100,390	102,914	101,193
決算額（22年度は見込み）	95,500	98,913	100,113	99,865	100,574	99,979	102,273	
人件費		2,870	3,705	2,866	4,967	6,231		
【事務分担量】（%）		55	65	75	80	115		
合計（+）	95,500	101,783	103,818	102,731	105,541	106,210	102,273	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	95,500	101,783	103,818	102,731	105,541	106,210	102,273	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	交付人数	2,724	2,751	2,815	2,841	2,865	2,874	2,950

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需要	タクシー券印刷製本	2,479	タクシー券印刷製本	1,787	タクシー券印刷製本
	その他	60	その他	394	その他	125	
役務費	郵送料	1,129	郵送料	2,054	郵送料	1,824	
委託料	申請書封入委託	27	申請書封入委託	37	申請書封入委託	33	
	タクシー券封入委託	19	タクシー券封入委託	20	タクシー券封入委託	18	
	タクシー業務委託	96,860	タクシー業務委託	95,687	タクシー業務委託	98,135	
	リフト付自動車助成	2,697	リフト付自動車助成	1,773	リフト付自動車助成	4,961	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	交付人数	2,841	2,865	2,874	2,642	3,000	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タクシー券の不正使用に対し、抑制策を講じる必要がある。</li> <li>・ 契約している事業者が平成22年度119社と増加しており、業務委託契約及び支払事務が煩雑化している。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施      22      区                      未実施                      区 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葛飾区 手当（外出支援分）として、月額2,500円を交付。</li> </ul>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
利用者及びタクシー業者へ、適切な利用方法の周知徹底をする。	適正な事業運営。
利用実績のないタクシー業者との契約を見直す。	業務委託契約及び支払における事務の効率化を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨）	
--------	--



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	リフト付自動車利用助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	明山 ゆう子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	福祉タクシー事業 (01-08-01)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4 年度	根拠	荒川区リフト付自動車利用助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	通常のタクシー利用が困難な電動車椅子等を使用して外出する心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車を利用した場合に、利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。				
対象者等	以下のいずれかの者 下肢又は体幹機能障がい1・2級の身体障害者手帳を所持する電動車椅子利用者又は愛の手帳も所持する車椅子利用者。 身体障害者手帳又は愛の手帳を所持し、ストレッチャーで移動する者。 平成22年6月1日現在26人				
内容	<b>【事業内容】</b> 利用を希望する者が、あらかじめ区に登録の申請をして利用認定を受けた後、利用者が直接、委託契約している事業者へ予約をし、利用する。 <b>【利用方法】</b> 対象者からの申請 審査 決定（リフト付自動車利用助成券を交付する） 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、利用助成券とタクシー料金を支払い利用する。 事業者は、毎月利用助成券を区へ提出し、区は利用者負担を除いた助成金を支払う。 （基本料金：15kmまで7,520円 7.5km超えるごとに3,420円増） <b>【運行時間】</b> 24時間利用可 <b>【利用料】</b> 利用者は通常のタクシー料金を支払う。 <b>【予約方法】</b> 利用者が直接事業者へ電話で予約する。 <b>【乗降車区域】</b> 23区内及び三鷹市、武蔵野市内（走行距離上限105kmまで） <b>【車種】</b> 定員7～9人（車椅子2台分含む）モーター駆動リフト付				
経過	平成 4年 4月 リフト付タクシー運行事業開始。特命随意契約により日立自動車(株)に業務委託。 平成14年 4月 指名競争入札導入（委託先：日立自動車(株)） 平成16年 4月 リフト付タクシー運行管理業務委託をリフト付自動車利用助成事業業務委託に事業変更年間借上方式から利用実績に応じた助成方式へ変更（複数事業者3社と契約）				
必要性	車椅子対応のタクシーが増加してきたが、電動車椅子やストレッチャーで乗車できるタクシーは、まだまだ少なく、電動車椅子等利用者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、本事業は必須である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 委託先：日立自動車（株） 三陽自動車（株）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	4,334	2,719	3,586	4,007	2,839	2,172	2,520	
決算額（22年度は見込み）	4,030	2,719	3,586	2,468	2,697	1,773	2,520	
人件費		862	854	671	847	245		
【事務分担量】（%）		10	10	35	10	10		
合計（+）	4,030	3,581	4,440	3,139	3,544	2,018	2,520	
国（特定財源）								
都（特定財源）			1,786	1,231	1,424	1,087	1,760	
その他（特定財源）								
一般財源	4,030	3,581	2,654	1,908	2,120	931	760	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	延べ利用者数	1,005	954	1,027	1,106	903	676	100
	延べ助成回数	483	408	504	405	451	329	50

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	利用助成金	2,697	2,697	利用助成金	1,773	利用助成金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
実利用者数		18人	15人	15人	7人	20人	22年度は6月1日現在
延べ助成回数		405回	451回	329回	50回	500回	22年度は6月1日現在
利用者数 / 利用登録者数		67%	50%	63%	27%	-	22年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	利用者が徐々に減少しているため、このサービスが必要な区民に対する周知と人数の把握が必要である。
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施                      区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
潜在的な利用者数の把握	より適切な規模で事業を実施することができる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担 助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2691
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	コミュニティバス障害者利用負担軽減費 （01-08-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保を図る。				
対象者等	障がい者手帳所持者（区内・区外問わず）でバス利用者				
内容	<p><b>【運賃免除方法】</b> コミュニティバス乗車時に運転手に対し障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。 平成20年10月からは、コミュニティバス専用パスの提示により運賃免除とする。</p> <p><b>【補助方法】</b> コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく、障がい者手帳等による運賃免除を受けた実績人数により、通常運賃から障がい者の民営バス運賃割引を差し引いた金額を運行事業者に対し補助金額として支払う。</p> <p><b>【民営バス運賃割引】</b> 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用 ... 5割免除 第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴 ... 5割免除 については「心身障害者民営バス乗車割引証」が必要 精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用 ... 5割免除</p> <p><b>【精神障がい者の取扱経過】</b> コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担していた。その後、平成18年10月から手帳が写真付（更新の際に順次切り替え）となり、写真付手帳所持者については運賃割引適用となった。精神障害者保健福祉手帳が2年間の有期手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。 これにより、障がいの種類にかかわらず、全障がい者が民営バス運賃割引の対象となった。</p>				
経過	平成17年4月20日 バス運行開始 平成20年10月 ・コミュニティバス専用パスの運用開始 ・精神障害者保健福祉手帳所持者が民営バスの運賃割引適用となり、全障がい者が運賃免除の対象となった。 ・南千住ルート運行開始				
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。障がい者の交通手段を確保するため、運賃免除が必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【補助支払】四半期毎実績払い				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	442	930	1,460	1,266	1,908	1,857	1,514	
決算額（22年度は見込み）	0	930	1,207	1,241	1,515	1,720	1,514	
人件費		669	666	427	2,118	122		
【事務分担量】（%）		15	15	5	25	5		
合計（+）	0	1,599	1,873	1,668	3,633	1,842	1,514	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	1,599	1,873	1,668	3,633	1,842	1,514	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	補助対象者数		10,789	13,950	14,321	17,146	21,583	18,932
	パス発行件数					286	82	82

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運賃補助	1,431	1,431	運賃補助	1,720	運賃補助
一般需用費	パス印刷製本	84	84	パス印刷製本	0	パス印刷製本	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	補助対象者数（実績）	14,321	17,146	21,583	18,932	-	バスを利用した障がい者数（22年度は見込み人数）
	専用バス発行件数	-	286	82	2	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>区内在住・在勤者以外の運賃 身体障害者手帳、愛の手帳（又は療育手帳）又は精神保健福祉手帳の提示により補助の適用となるため、区内在住・在勤者以外の運賃についても負担している。 平成20年10月より運用開始したコミュニティバス専用パスの利用促進を図る。</p>
他区の実況	<p>（実施 2 区 未実施 区） 千代田区・港区：福祉割引として無料乗車証を発行 その他、障がい者割引実施 2 区</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	相談支援業務の中で、コミュニティバスの利用、特に、専用バスの利用について、対象者への周知を図る。	障がい者の交通手段の確保、生活圏の拡大を図ることができる。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	利便性を向上するように取り組む

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	自動車燃料費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	自動車燃料助成事業（01-08-03）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。				
対象者等	<p>下記の要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。福祉タクシー券との選択事業、併給不可。</p> <p>【対象者要件】区内在住で次の身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されている者。                  下肢・体幹機能障がい者1～3級 視覚障がい者1・2級 内部障がい者1～3級                  上肢機能障がい者1級 愛の手帳1～2度                  施設、特養等入所者は除く。（平成22年6月現在の助成対象者数：238人）                  所得額制限あり：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下</p>				
内容	<p>【事業内容】                  助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。                  助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヶ月分の助成金を請求する。</p> <p>【助成期間】                  申請のあった月から助成を受ける事由のなくなった月まで</p> <p>【助成金額】                  3ヶ月あたり9,000円を限度とする。年額36,000円。</p>				
経過	平成 5年 4月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更 平成 6年 4月 対象者拡大（上肢機能障がい1級） 平成 8年 4月 未支払助成金制度の新設 平成10年 4月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。				
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られ、必要性は高い。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	6,621	5,981	6,810	7,002	7,152	7,227	7,102	
決算額（22年度は見込み）	6,607	5,981	6,772	6,958	6,918	7,211	7,102	
人件費		1,146	1,143	1,098	1,759	3,624		
【事務分担量】（%）		35	35	20	35	55		
合計（+）	6,607	7,127	7,915	8,056	8,677	10,835	7,102	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	6,607	7,127	7,915	8,056	8,677	10,835	7,102	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	助成対象者数	252名	237名	241名	244名	244名	240名	250名

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	印刷用紙代等	10	印刷用紙代等	10	印刷用紙代等	14
役務費	郵便料	27	郵便料	29	郵便料	40	
扶助費	ガソリン助成費	6,881	ガソリン助成費	7,172	ガソリン助成費	7,048	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	助成対象者数	244名	244名	240名	238名	-	22年度は6月1日現在

（問題点・課題）	<p>現在、福祉タクシー事業との整合性がとれていない状況があるため、他区の実施内容等も踏まえつつ、調査検討する必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	心身障害者福祉手当	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	森泉 勝也	<b>内線</b>	2 6 8 2
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	心身障害者福祉手当支給事業費（01-09-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	49 年度	<b>根拠</b>	荒川区心身障害者福祉手当条例	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	同条例施行規則	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	心身に障がいや有する者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
<b>対象者等</b>	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者 【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者 【所得制限】 特別障害者手当等（国制度）に準拠 扶養家族が0人の場合、本人所得が3,604千円以下 扶養親族1人につき38万円加算した額 【平成22年6月1日現在】3,653名				
<b>内容</b>	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分までの（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者...15,500円 【区独自基準手当月額】 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度...9,500円 区指定難病患者...15,500円 区指定難病とは、国指定（56種）、都指定（25種）、點頭てんかんの計82種 【財源】都基準手当については、都区財政調整措置がなされている。				
<b>経過</b>	平成12年8月 新規65歳以上を対象外とする（65歳未満での既受給資格者は老人福祉手当から移行可） 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合5,085,000円 3,481,000円） 都見直し理由...社会経済状況の変化 区見直し理由... 介護保険制度導入 負担の公平化、他制度との整合 在宅サービス充実化へのシフト 平成13年8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,481,000円 3,549,000円） 平成14年8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円 3,604,000円） 平成14年10月慢性肝炎、肝硬変・パトームが都難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。但し、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。 （対象外移行者417人） 平成14年12月20歳未満の障がい児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）				
<b>必要性</b>	心身に障がいや有する者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。				
<b>実施方法</b>	（ ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	656,274	666,993	624,788	635,342	630,418	615,284	644,863	
決算額（22年度は見込み）	645,535	666,993	621,781	613,222	608,833	615,251	644,863	
人件費		3,448	3,416	2,562	1,694	1,629		
【事務分担量】（%）		40	40	30	20	20		
合計（+）	645,535	670,441	625,197	615,784	610,527	616,880	644,863	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	645,535	670,441	625,197	615,784	610,527	616,880	644,863	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	身障1・2級（都）	1,985	1,995	1,916	1,888	1,873	1,885	2,018
	愛の手帳1～3度（都）	220	222	222	226	231	236	232
	脳性麻痺・筋萎縮（都）	56	55	51	51	50	58	59
	身障3級（区単）	577	557	557	533	532	516	544
	愛の手帳4度（区単）	244	254	262	271	299	313	284
	難病（区単）	724	642	651	664	681	734	681
	合計	3,806	3,725	3,659	3,633	3,666	3,742	3,818

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	窓空き封筒	45	窓空き封筒	36	窓空き封筒	65
委託料	支払通知封入委託	30	支払通知封入委託	30	支払通知封入委託	32	
扶助費	心身障害者福祉手当	608,758	心身障害者福祉手当	615,185	心身障害者福祉手当	644,766	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	都基準対象者	2,165	2,154	2,179	2,170	-	22年度は6月1日現在
	区単独対象者	1,468	1,512	1,563	1,483	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>・精神障がい者が手当支給対象外となっている。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-
	-
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--



# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	特別障害者手当等（国制度）	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	大河内 裕衣	<b>内線</b>	2683
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	特別障害者手当支給事業費（01-09-02）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	39 年度	<b>根拠</b>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>	児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	重度の障がい有者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。				
<b>対象者等</b>	<p>【特別障害者手当】20歳以上の者で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者。（おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で一定の障がい要件該当者）（施設入所、3月を越える入院の場合を除く）</p> <p>【障害児福祉手当】20歳未満の者で、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする者。（おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で一定の障がい要件該当者。施設入所、障害年金受給の場合を除く）</p> <p>【経過的福祉手当】従来の福祉手当受給者で、障害基礎年金も特別障害者手当も支給されない者に対し、経過措置として支給（新規認定はなし）</p> <p>いずれの手当も本人及び扶養義務者の所得制限あり。（毎年8月に基準額の改正あり。扶養者1人の場合、本人の所得額は3,984千円、扶養義務者・配偶者の所得額は6,536千円以下のもの）</p>				
<b>内容</b>	<p>上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う。</p> <p>【手当の支給期間】 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。</p> <p>【支給方法】 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。</p> <p>【手当月額】 特別障害者手当 26,440円（18年4月改定） 障害児福祉手当 14,380円（18年4月改定） 経過的福祉手当 14,380円（18年4月改定）</p>				
<b>経過</b>	<p>昭和61年度 従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない）</p> <p>平成10年度 事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。</p> <p>平成19年9月 区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障がい程度の判定を依頼。（判定が困難な事例および判定医専門外の事例は都へ協議する。）</p>				
<b>必要性</b>	国制度の実施				
<b>実施方法</b>	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		53,482	52,861	53,776	55,465	56,295	59,953	60,737
決算額（22年度は見込み）		51,415	52,696	53,423	55,106	56,103	59,856	60,737
人件費			862	1,708	2,989	2,118	1,629	
【事務分担量】（%）			10	20	35	25	20	
合計（+）		51,415	53,558	55,131	58,095	58,221	61,485	60,737
国（特定財源）		38,064	40,082	39,986	41,545	41,943	44,759	45,446
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		13,351	13,476	15,145	16,550	16,278	16,726	15,291
実績の推移	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	特別障害者手当受給者数	126	133	141	141	151	157	165
	障害児福祉手当受給者数	58	57	61	58	55	62	64
	経過的福祉手当受給者数	27	22	21	15	15	14	13

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	判定医謝礼	104	判定医謝礼	104	判定医謝礼
一般需要費	事務用消耗品費	9	事務用消耗品費	9	事務用消耗品費	10	
役務費	郵送料	29	郵送料	36	郵送料	46	
扶助費	特別障害者手当	55,961	特別障害者手当	59,707	特別障害者手当	60,596	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	特別障害者手当受給者数	141	151	157	157	-	22年度は6月1日現在
	障害児福祉手当受給者数	58	55	62	64	-	22年度は6月1日現在
	経過的福祉手当受給者数	15	15	14	14	-	22年度は6月1日現在

問題点・課題 (指標分析)	なし
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議案 (要旨)	状況
--------------	----

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

<b>事務事業名</b>	障がい者福祉給付金事業	<b>部課名</b>	福祉部障害者福祉課	<b>課長名</b>	山形 実
		<b>担当者名</b>	大河内 裕衣	<b>内線</b>	2683
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）</b>	障害者福祉給付金支給事業費（01-09-03）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	19 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区障がい者福祉給付金支給要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
<b>目的</b>	障がい者を有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対して、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。				
<b>対象者等</b>	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者				
<b>内容</b>	<p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額単価 重度33,000円 中度26,000円</li> <li>・給付対象 以下の要件に該当する無年金障がい者                      昭和37年1月1日以前に生まれた者                      20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者                      昭和57年1月1日前に障害者となった者</li> </ul> <p><b>【実施内容】</b></p> <p>申請 対象者の申請により申請受理                      審査 給付対象要件、障がい程度について審査                      決定 給付金支給決定                      支給 4ヶ月に1回支給</p> <p><b>【参考】特別障害給付金 同種事業</b>                      強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。平成17年度施行。                      単価月額（平成22年度）：50,000円（一級）、40,000円（二級）</p>				
<b>経過</b>	昭和57年1月	国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。			
	平成17年4月	特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。			
	平成19年4月	事業開始			
<b>必要性</b>	障がい者は、主として障害基礎年金と手当を受給し、無年金障がい者は特別障害者給付金と手当を受給しているが、外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、十分な収入がなく生活が困窮している。また、障がいの状態として同じ状態であっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置は必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。				
<b>実施方法</b>	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (窓口) 障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額					2,376	2,376	1,812	2,208
決算額（22年度は見込み）					1,208	1,812	1,812	2,208
人件費					427	169	81	
【事務分担量】（%）					5	2	1	
合計（+）		0	0	0	1,635	1,981	1,893	2,208
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	1,635	1,981	1,893	2,208
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>16年度</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>
	支給対象者数（重度）				3	3	3	4
	支給対象者数（中度）				2	2	2	2

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	給付金	1,812	給付金	1,812	給付金	2,208

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	支給対象者数	5	5	5	5	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	なし
	他区の実況 （実施 6 区 未実施 区） 葛飾区：重度心身障害者特別給付金 豊島区：重度心身障害者特別給付金 北区：重度障害者特別給付金 江戸川区：重度心身障害者特別給付金 板橋区：重度心身障がい者特別給付金 新宿区：新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（要旨）	議（質問）	状
-------	-------	---

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	東京都重度心身障害者手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大河内 裕衣	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 48 年度	根拠	東京都重度心身障害者手当条例		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に重度の障がいをするため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	東京都の区域内に住所を有する者で、心身に重い障がいをして（身体手帳1・2級、愛の手帳1・2度で一定の障がい要件に該当）、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く） 対象外 …… 新規65歳以上・3ヶ月以上の入院者・所得制限あり（20歳以上の者については本人の所得、20歳未満の者については配偶者及び扶養義務者の所得）扶養者1人の場合、所得で3,984千円				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。</li> <li>・この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）との併給可。</li> <li>・支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、都が指定口座に振り込む。</li> <li>・支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給。</li> </ul> <p>【事務の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受理し、東京都に進達する。</li> <li>・東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。</li> <li>・現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：入院状況確認（平成13年より実施）</li> </ul>				
経過	平成12年8月	年齢及び所得制限導入、3ヶ月以上の入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付）金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）			
	平成13年11月	所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,481,000 3,549,000）			
	平成14年11月	所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,549,000 3,604,000）			
	平成15年3月	所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）			
必要性	都制度の実施				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額								
決算額（22年度は見込み）								
人件費		862	854	1,708	1,271	244		
【事務分担当】（%）		10	10	20	15	3		
合計（+）	0	862	854	1,708	1,271	244	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	862	854	1,708	1,271	244	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	受給者数	135	138	137	136	136	139	140

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	受給者数	136	136	139	140	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	都の支払いと本人からの申請のタイミングによっては、過払いが発生してしまう可能性がある
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
引き続き住基異動等の確認を行い、本人からの申請を待たずに東京都に連絡する	手当過払いの防止になる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨 （要旨） 状況	
----------------------	--

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	東京都心身障害者扶養年金制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	大河内 裕衣	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 44 年度	根拠	東京都心身障害者扶養年金条例		
終期設定	有 無 年度	法令等	東京都心身障害者扶養年金条例施行細則		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	心身に障がいのある者の保護者が相互に掛金を払い込み、保護者が死亡又は身体及び精神の機能を著しく喪失した状態となった後に障がい者に年金を支給し、もって障がい者の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、残された障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。				
対象者等	知的障がい者・身体障がい者（4級以上）・精神病者・その他（脳性麻痺、自閉症、進行性筋萎縮症）の保護者であり、加入時に東京都の区域内に住所を有し、65歳未満であり、東京都規則で定める疾病の状況にないものが加入となれた。				
内容	<p>1 身体障害者手帳又は愛の手帳の写し、もしくは精神病等判定書と、加入者・障がい者・年金受取人の住民票を添えて加入申請書を区障害者福祉課に提出、区障害者福祉課は都あて送付。加入決定後、加入証書と掛金納入書が区を通じて加入者宛に送付。加入者は毎月掛金を払込む。掛金は、20年間収納後は免除。加入中に障がい者が亡くなった場合、申請により弔慰金を支給。脱退又は特約条項附加を取り消す場合は、申請により脱退一時金・取消一時金が支給。</p> <p>2 加入者が死亡又は心身の機能を著しく喪失した状態となった時、申請により毎月定額の年金が受取人の口座に振り込まれる。          【年金額】30,000円/月（特約分は別に10,000円/月を付加）          【掛金】基本分4,800円～15,600円（特約分1,600円～5,200円）加入者の加入時の年齢により7段階減額要件：生活保護 1/2減額、住民税非課税 1/2減額          夫婦ともに障がい者で相互加入 どちらか一方が1/2減額</p>				
経過	<p>昭和44年 4月 制度発足            昭和45年 9月 制度改正（掛金の引下げ、国制度と同額に。払込期間の短縮、25年から20年に）            昭和53年10月 制度改正（掛金の引上げ。年金額の引上げ、20,000円から30,000円に）            昭和62年 7月 制度改正（加入資格年齢緩和、45歳未満から65歳未満に。特約制度導入）            平成10年10月 制度改正（掛金の経過的引上げ。脱退・取消一時金の創設。掛金減額内容の変更等）            平成18年10月 扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申            平成18年12月 扶養年金廃止決定。            平成19年 2月末 扶養年金廃止（扶養年金基金の破綻および制度の果たす役割が発足当時に比べ相対的に小さくなったため。年金受給者には年金の支払いを継続し、年金未受給者は、東京都が清算金を支払う）            平成19年 5月 区として説明会を行った。            平成20年 4月 東京都心身障害者扶養共済制度発足</p>				
必要性					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額								
決算額（22年度は見込み）								
人件費		826	1,281	939	847	244		
【事務分担量】（%）		10	10	11	10	3		
合計（+）	0	826	1,281	939	847	244	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	826	1,281	939	847	244	0	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
総加入者数	19,847	-	-	-	-	-	-	
総受給者数	9,946	-	-	-	-	-	-	
区加入者数	288	285	285	-	-	-	-	
区受給者数	166	170	170	162	160	155	155	

# 事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	区受給者数	162	160	155	155	-	22年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>・平成19年2月に東京都心身障害者扶養年金の制度が廃止になり、加入者（年金未受給）には都が清算金を支払うこととなったが、清算金の未手続き者がいる。（対象者には都から通知をしている。）</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況（要旨）	
-------	--